

総務建設常任委員会

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

葛 城 市 議 会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和6年12月10日（火） 午前9時30分 開会
午後2時49分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 吉村 始 |
| | 副委員長 | 柴田 三乃 |
| | 委員 | 西川 善浩 |
| | 〃 | 横井 晶行 |
| | 〃 | 谷原 一安 |
| | 〃 | 増田 順弘 |
| | 〃 | 西井 覚 |
| | 〃 | 下村 正樹 |

- 欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員
- | | |
|-----|---------|
| 議 長 | 奥 本 佳 史 |
| 議 員 | 川 村 優 子 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 企画部長 | 高 垣 倫 浩 |
| 企画政策課長 | 西 川 直 孝 |
| 〃 補佐 | 村 田 良 作 |
| 環境課長 | 石 橋 和 佳 |
| 産業観光部長 | 植 田 和 明 |
| 農林課長 | 吉 田 賢 二 |
| 商工観光プロモーション課長 | 増 田 智 宏 |
| 都市整備部長 | 安 川 博 敏 |
| 都市計画課長 | 竹 本 淳 逸 |
| 〃 補佐 | 神 代 菜穂子 |
| 建設課長 | 西 川 好 彦 |
| 〃 補佐 | 穴 田 孝 行 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	神 橋 秀 幸
〃	岸 田 聖 士

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第60号 葛城市農畜産物処理加工施設条例の一部を改正することについて

議第61号 葛城市道の駅かつらぎ条例の一部を改正することについて

調 査 案 件（所管事項の調査）

- （1）農地の有効活用に関する事項について
- （2）尺土駅前周辺整備事業について
- （3）デジタル田園都市国家構想交付金事業の効果検証について
- （4）葛城市総合戦略の計画の見直しについて

開 会 午前9時30分

吉村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。昨日まで一般質問で、それから、これから総務建設常任委員会ということです。定例会としてはこのメンバー、新しいメンバーでなりますので、よろしく願いをいたします。また、今回から皆さんの前にタブレット端末、置かれています。また、分厚い資料とか、そういうのはこういうタブレット端末で見ただけです。私も使い始めて日が浅いんですけれども、これを有効活用して、また活発な議論に結びつけていくことができたらいいなというふうに思っておりますので、皆さん、今日も慎重審議よろしくお願いをいたします。

では、委員外議員、ご紹介いたします。川村優子議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めております。皆さんの前にも置いております。ご承知おき願いたいと思います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

ここでお諮りをいたします。

議第60号及び議第61号の2議案につきましては、農林課が所管する指定管理施設に係る条例の改正であり、来年度に指定管理者の募集を行うに当たり両施設の条例の構成を整えるもので、関連がございますので、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第60号及び議第61号の2議案を一括議題といたします。

本議案につき、提案者の内容説明を求めます。

植田産業観光部長。

植田産業観光部長 皆さん、おはようございます。産業観光部の植田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程となっております議第60号、葛城市農畜産物処理加工施設条例の一部を改正することについて及び議第61号、葛城市道の駅かつらぎ条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

初めに、本条例を改正する理由についてご説明いたします。

葛城市農畜産物処理加工施設「郷土食 當麻の家」及び葛城市道の駅かつらぎにつきましては、施設の管理を指定管理者に行わせており、現在の指定管理期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。令和8年4月1日からの指定管理者の募集を令和7年5月頃に行う予定で進めさせていただいておりますが、両条例を見直したところ、

葛城市農畜産物処理加工施設条例について、施設の管理を指定管理者ではなく直接市が行った場合の使用料徴収の記載がないことや、また、同じ農林課の所管である指定管理施設であるにもかかわらず両条例の構成が違ふこと、また、曖昧な表現があるため、現在策定中の葛城市指定管理者制度運用ガイドラインの内容を踏まえつつ、指定管理者の募集に先駆け、統一感を持たした改正を行うものでございます。

次に、主な改正内容についてご説明申し上げます。

初めに、葛城市農畜産物処理加工施設条例の主な改正内容でございます。現行の条例では、施設の管理を市長が行う場合の規定と施設の管理を指定管理者に行わせる場合の規定が混在しており、また、施設の管理を市長が行う場合の使用料徴収規定の記載がないため、葛城市道の駅かつらぎ条例に倣って、施設の管理を指定管理者が行う場合の規定に統一し、構成の見直し、読替規定の整理、略称規定の整理を行い、使用料徴収については読替えにて規定するものでございます。

まず、構成の見直しですが、葛城市農畜産物処理加工施設につきましては、平成15年の地方自治法改正による指定管理者制度の導入以前の施設であることから、同じく農林課が所管する指定管理施設である葛城市道の駅かつらぎの条例と構成が違ふため、葛城市道の駅かつらぎ条例に倣って構成の見直しを行っております。具体的には、事業、施設、開館時間、休館日、利用権の譲渡等の禁止、入館の制限、利用料金の減免の規定を加えております。また、利用の承認、利用の制限を削り、利用の許可の規定を加えております。

次に、読替規定の整理ですが、より正確な読替規定となるよう細かく整理するものです。使用料徴収についてはこの読替えにて徹底しています。

最後に、略称規定の整理でございます。葛城市農畜産物処理加工施設の略称を一般的な名称である施設から処理加工施設と改め、利用の対象となる施設について利用対象施設と略称規定を加えるものです。

葛城市農畜産物処理加工施設条例の改正概要は以上でございます。

次に、道の駅かつらぎ条例の主な改正内容でございます。

現行の条例では、読替規定で指定管理者を市長と、また、利用料金を使用料とのみ読み替えておりますが、より正確な読替規定となるよう細かく整理し、併せて略称規定の整理を行うものです。略称規定の整理については、利用の対象となる施設の名称を一般的な名称である施設から利用対象施設と改めるものでございます。

葛城市道の駅かつらぎ条例の改正概要は以上でございます。

続きまして、別にお配りしております新旧対照表にて改正箇所をご説明いたします。

初めに、葛城市農畜産物処理加工施設条例の主な改正箇所でございます。

葛城市農畜産物処理加工施設条例新旧対照表 1 ページをご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。

第 1 条、設置の改正でございます。葛城市農畜産物処理加工施設の略称規定について、葛城市道の駅かつらぎ条例に倣って、第 2 条、名称及び位置の後の第 3 条に設けます。

第 2 条、名称及び位置の改正でございます。葛城市農畜産物処理加工施設の略称規定を

第1条から第3条に移したことにより、施設を葛城市農畜産物処理加工施設に改めております。

第3条、指定管理による管理から事業への改正でございます。ここでは、葛城市農畜産物処理加工施設が設置の目的を達成するために行う事業を規定します。また、略称規定につきましては、第1条から第3条へ移すとともに、略称を一般的な名称である施設から処理加工施設へと改めております。なお、指定管理者による管理は第7条に新設いたします。

2ページをご覧ください。

第4条、施設の新設でございます。ここでは、処理加工施設を構成する施設について定めます。

第5条、開館時間の新設でございます。ここでは、処理加工施設の開館時間について定めます。処理加工施設の開館時間は、9ページ、別表第1をご覧ください。農畜産物加工施設、農産物販売所、地域食材提供室、観光道路情報提供施設については、午前9時から午後5時までとし、休憩機能である公衆便所と駐車場につきましては、24時間利用できるという道の駅の登録要件から24時間としております。

2ページにお戻りください。

第6条、休館日の新設でございます。ここでは、処理加工施設の休館日について、葛城市道の駅かつらぎ条例に倣って書きぶりを、指定管理者が管理上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、処理加工施設の全部または一部を休館することができると規定するものです。

第7条、指定管理者による管理の新設でございます。改正前は第3条に規定がございましたが、葛城市道の駅かつらぎ条例に倣って書きぶりを、葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき指定管理者に行わせることができると改めております。

3ページをご覧ください。

第8条、指定管理者が行う業務の改正でございます。改正前の第4条を第8条とし、施設の利用の許可等、指定管理者が行う業務について定めます。道の駅かつらぎ条例に倣って、第1号及び第2号の書きぶりを改めております。また、第4号中、施設を処理加工施設に略称変更しております。

第9条、指定管理者の指定の期間の改正でございます。改正前の第5条を第9条とし、略称変更に伴い、施設を処理加工施設に改めております。なお、指定期間については改正しておりません。

第10条、利用の許可の新設でございます。ここでは、利用対象施設を利用しようとするときはあらかじめ指定管理者に申請し許可を受けなければならない等、利用対象施設の利用の許可について定めます。葛城市道の駅かつらぎ条例に倣って構成の見直しを行うもので、改正前の第6条、利用の承認及び第7条、利用の制限を削り、改正後に第10条、利用の許可を加えるものです。

4ページをご覧ください。

第11条、利用許可の取消し等の新設でございます。ここでは、利用対象施設の利用の許可

の取消し、利用の制限等を定めます。葛城市道の駅かつらぎ条例に倣って文言の整理を行い、改正前、第8条、利用承認の取消し等を削り、改正後、第11条、利用許可の取消し等を加えるものです。

5ページをご覧ください。

第12条、利用権の譲渡等の禁止の新設でございます。ここでは、葛城市道の駅かつらぎ条例に倣って、利用者は利用対象施設を利用する権利を他人に譲渡し、または転貸してはならないと規定します。

第13条、入館の制限の新設でございます。ここでは葛城市道の駅かつらぎ条例に倣って、入館を拒否し、または退館を命ずることができる規定を定めます。

7ページをご覧ください。

第14条、利用料金の改正でございます。改正前の第10条を第14条とし、利用料金の納付について定めます。ここでは、略称変更に伴う改正と文言の整理を行っております。なお、道の駅かつらぎ条例に倣って、施設の管理を指定管理者が行う場合の規定に統一していますので、施設の管理を市長が行う場合の使用料徴収については、第19条の読替えにて規定しています。

第15条、利用料金の収受につきましては、改正前の第11条を第15条としております。

第16条、利用料金の減免の新設でございます。ここでは、指定管理者が利用料金を減額し、または免除することができる規定を定めます。

8ページをご覧ください。

第17条、利用料金の不還付の改正でございます。改正前の第12条を第17条とし、利用料金の不還付及び還付要件を定めるものでございます。改正内容は、略称変更と文言の整理でございます。

第18条、損害の賠償の新設でございます。ここでは、利用者及び入館者が施設等を汚損し、破損し、または滅失したときの損害の賠償等について定めます。改正前は第9条に規定がありましたが、葛城市道の駅かつらぎ条例に倣って書きぶりを改めたものでございます。

第19条、読替えの新設でございます。改正前は、第13条に市長と指定管理者の読替規定がございましたが、より正確な読替規定となるよう細かく整理しております。なお、施設の管理を市長が行う場合の使用料徴収については、先ほど申し上げましたようにここで規定しております。

9ページをご覧ください。

第20条、委任の改正でございます。改正前の第14条を第20条とし、略称変更に伴い、施設を処理加工施設に改めております。

10ページをご覧ください。

最後に、附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行します。

続きまして、葛城市道の駅かつらぎ条例の主な改正箇所でございます。

葛城市道の駅かつらぎ条例新旧対照表1ページをご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。

第1条から第7条について、改正はございません。

2ページをご覧ください。

第8条、指定管理者が行う業務の改正でございます。ここでは、施設の利用の許可等、指定管理者が行う業務について定めます。第1号中、利用の許可等の対象となる施設の略称を一般的な名称である施設から利用対象施設に改めるものでございます。

3ページをご覧ください。

第10条、利用の許可の改正でございます。第8条同様、こちらも略称変更に伴い、施設を利用対象施設に改めております。

4ページをご覧ください。

第11条、利用許可の取消し等の改正でございます。ここでは、利用対象施設の利用の許可を取り消し、利用の制限等を定めます。略称変更と文言の整理を行っております。

5ページをご覧ください。第12条、利用権の譲渡等の禁止の改正でございます。こちらも略称変更に伴い、施設を利用対象施設に改めております。

第14条、利用料金の改正でございます。こちらも略称変更に伴い、第1項中、施設を利用対象施設に改めるものでございます。

6ページをご覧ください。

第17条、利用料金の不還付の改正でございます。ここでは、利用料金の不還付及び還付要件を定めます。改正内容は、略称変更と文言の整理でございます。

7ページをご覧ください。

第19条、読替えの改正でございます。現行の条例では、指定管理者を市長と、また、利用料金を使用料とのみ読み替えしておりますが、より正確な読替規定となるよう細かく整理しております。

最後に、附則でございます。この条例は4月1日から施行します。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本2議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。道の駅かつらぎ条例のほうにつきましては、文言の一部修正ということで全体の枠組みは変わりませんので、議第60号、葛城市農畜産物処理加工施設条例の一部を改正する、こちらのほうに焦点を当てて質問をしてみたいと思います。

今回、大きく農畜産物処理加工施設条例を変えるということになります。その1つで設置目的に対して行う業務、ここのところについて質問したいと思います。1つは、設置目的がそれぞれ違うわけですが、道の駅かつらぎと農畜産物処理加工施設について。これは第1条に書かれてあるとおりでありまして、農畜産物加工処理場のほうは、市内の優れた農畜産物の加工及び販売を行うことにより地域農業の振興と活性化を図るということで、農業のほうに焦点があるんですが、道の駅かつらぎについては、道の駅ということがありますので、そうした設置目的となっているんですね。ところが、今回、第4条で、ここは大きく加えられて

いるわけですが、ここで、例えば道路に関係する、あるいは観光情報に関係すること
も入ってきているんですね。だから、この事業目的に対してなぜこういうものが新たな事業
内容として入ってきたのか、このことについてお伺いしたいんです。つまり道の駅かつらぎ
と、これは観光ということ、道路使用についての観光ということ分かるんです。これがなぜ今
回新しくこの農畜産物処理加工所のほうに入ってきたのかということについてお聞きしたい
んです。これが第1点目です。前の条例ではそこはなかったものですから、その点について
お伺いをまずします。

それから2点目ですが、設置目的も違いますので、恐らくこれを建てる時に、国
の補助金事業としてそれぞれ建てられていると思うんですが、道の駅かつらぎについ
ては社会資本整備総合交付金の補助金を受けて、道路情報棟など道の駅事業については道路
局分として下りていますし、それから、実際に物販しているところの地域振興棟については
都市局分というふうな形で補助金の性質も異なって、非常にこの事業についてはこの切り分
けがなかなか難しいところもあっていろんな問題がありましたけれども、しかし、こういう
形で補助金が支給されていると。

そこでお伺いしたいのは、この農畜産物処理加工施設の建設に当たってはどのような補助
金が使われたのか。その交付要件というものはどのようなものだったのかということについ
てお伺いします。

それから3つ目です。道の駅かつらぎでは、振興棟での農産物販売は出荷者が手数料を支
払って、そこへ地元の農家さんたちが農産物を置かれています。それを出荷手数料を道の駅
かつらぎがこれを収入としているわけですが、農畜産物処理加工施設についてはこの
ような出荷手数料を取って販売しているということがあるのでしょうか。これについては確
認です。指定管理者が仕入れて販売する場合と、農家さんが出荷手数料を支払って棚に置い
て販売する場合と、道の駅かつらぎは2つあるわけですが、この農畜産物処理加工所の
販売はどういうふうになっているのか。

この3点お伺いします。

吉村委員長 お答えよろしくお願いします。まず1つ目が、いわゆる議第60号の第4条の特に今質問
をされているのが、施設の4項、観光道路情報提供施設、これ、なぜ入っているのだろうか
ということですね。当初の目的の中にこれが入っているということの意味ですね。それから、
いわゆる葛城市農畜産物処理加工施設が当初できた、これが恐らくできたのが平成7年です
かね、これができたのがね。このときの補助金の事業目的、交付要件は何かという質問でし
た。それから3番目に、道の駅では出荷手数料を取っているんだけど、こちらのほうの
農畜産物処理加工施設のほうの確認ということで、出荷手数料はありますかということです。
これについて、吉田農林課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

1点目の目的、業務についてでございます。農畜産物処理加工施設は、平成6年度に、農
業農村活性化農業構造改善事業補助金で開設後、平成7年に「郷土食 當麻の家」として改
めてオープンするとともに、道の駅ふたかみパーク當麻として指定を受けたもので、この関

係で観光や道路情報ということで規定をしております。

そして、2点目でございます。補助金についてでございますが、農畜産物処理加工施設の建設時に受けた補助金につきましては、農業農村活性化農業構造改善事業補助金となっております。

吉村委員長 ゆっくりお願いします。もう一回ゆつくりと。農業からゆつくりと。

吉田農林課長 補助金につきましては、農業農村活性化農業構造改善事業補助金となっております。

吉村委員長 今おっしゃった補助金の大体大まかな説明というか、どういった目的かという。これを見れば分かる、名前のとおりやということですね。

吉田農林課長 はい。農業農村活性化のための農畜産物処理加工施設ということで、その処理加工を主な目的で建設をされております。

続きまして、手数料についてでございます。こちらの農畜産物処理加工施設の委託販売手数料は徴収されております。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員、よろしいですか。

谷原委員 ありがとうございます。まず1点目なんですけれども、設置目的を第1条で書いてあります。第4条で、その目的のためにこういう事業をやりますという立てつけになっているんですね。今お聞きしますと、農畜産物処理加工施設としての役割以外に、道の駅パーク當麻ということの指定を受けたというふうにおっしゃったんですね。だから、第3条のところに、道路利用者の休憩の場の提供に関する事業ということで、第3条の3項と、それから4項にも観光情報、道路情報、その他地域の情報発信に関する事業ということで、これでやっと分かったんですよ。要は、大きく条例が変わりますから、だから、本来の設置目的についても、本来は道の駅かつらぎのように、道の駅かつらぎはこうなっているんですよ。道路利用者の利便性の向上に供するとともに、地域情報の発信、地場産品の販売等を通じて観光、産業及び文化の振興を図りとなっているんです。でも、農畜産物のほうに、少なくとも道路利用者の利便性を図るというふうな設置目的を入れておかないと、この事業のところで突然これが出てくると、3項、4項で。だから、私、条例を大きく変えるんだけど、また条例上、もうひとつ不整合なことになっているのではないかなと、まずこれは思っているんですけども。ここら辺はどうなのでしょう。第1条のところにもうちょっときちっと書かないと、何でこんなふうなことがぽつと事業のところで入ってくるのかよく分からないんですよ。先ほどありましたように道の駅として指定を受けているということであれば、そのことも含めて設置目的のところにも、道の駅かつらぎと同じように、こちらに合わせるということで整備しているわけやから、第1条についても、道路利用者の利便性の向上に供するとともにというところを私は加える必要があると思うんですよ。この点についてご意見をお伺いしたい。実際そういうふうにご利用されていますから。私も非常に今日よく分かりました。そうか、そういう道の駅の指定を受けているんだと。だったら、道の駅かつらぎと同様に、設置目的についても第1条で明確に規定したほうが私は分かりやすいんじゃないかと思うんですけど、これについてどうお考えなのかご意見をお伺いします。

それから、2番目の質問のところですけども、補助金を受けていたということなんですが、実は、道の駅かつらぎの補助金と違いますよね。道の駅かつらぎは社会資本整備総合交付金というもので、こちらのほうは先ほどありました農業農村活性化農業構造改善事業補助金ということで違うと。ここから質問なんですけど、道の駅かつらぎでは利益配分は、成果配分は取ることができないと、指定管理者から、ということで、この間、一般質問でも私、何度か聞きましたけれども取れないんだと。こういう補助金を受けている場合は、利益配分は取れないんだというふうな説明を聞いてきました。ところが、この農産物畜産処理加工施設の場合、「郷土食 當麻の家」ですかね、指定管理者はね。そこが売り上げて利益を持たれた中から利益配分はいただいているんですよ、利益分配金を。ここ、補助金が入っているのに、こちらはなぜ取れるのかということが分からないので、補助金の性格が違うから取れるのか、そうでないのか。そこら辺のことも含めてお聞かせ願えたらと思います。

それから、3つ目ですけども、ここは、今日、企画政策課の方にも来ていただいていますけれども、私、ガイドラインを整備してくれと言ったんです、指定管理者制度についてね。これはなぜかという、道の駅かつらぎ、それから「當麻の家」、それからウェルネス新庄ですね、体力づくりスポーツセンター、これは収益で事業をやっている公共施設です。指定管理者に収益的事業を行わせているこの3つの条例が、利用料金、使用料について非常に曖昧なところがあるので整備してくださいということを申し上げて、今回もその辺に一貫して整備をガイドラインに従ってされてきていると思うんですが、ここで質問なんですけど、出荷手数料が利用料金に入っていないのはなぜなんですか。道の駅かつらぎは入っていませんよ。これは一般質問で答弁してあれなんですけど、これをなぜ入れないのか。利用料金についてのガイドライン、何を利用料金にするのか、しないのか。この仕分、基準、どう考えておられるのか。これは企画政策課のほうになるのか。個別、「當麻の家」のほうについての考えでもいいんですが。

私がこれになぜこだわっているかという、指定管理者施設については、今後、やっぱり今の財政事情とか国の地方交付税の配分の仕方を見ると増えていかざるを得ない。住民ニーズが多様化している。その中で公共施設でサービスを十分やっとうとすれば、当然民間の力を必要とする、指定管理者制度を利用する、このことについて私、反対しているわけじゃないんです。ただ、その運用において、今後、例えば公園をどうするか。大規模公園、葛城市に4つあります。この公園をどうするかとかそういう問題もあるときに、利用料金の設定の在り方が業者にとっても市にとっても非常に大きな問題になると。住民さんの理解にとってもですね。例えば設備投資を必要としません、事業者は。そこで事業を行える。収益を上げられる。税で建てられた公共施設を設備投資なしに使う方に対して、どのように市がここをコントロールできるのかということで、利用料金の問題は非常に焦点になっているところなので、何を利用料金、出荷手数料を利用料金としません、ただ貸し館だけ、貸し館の部分だけを利用料金としますということであれば、じゃ、ウェルネス新庄はどうなんですかと。ウェルネス新庄は、プールを貸します、全館貸します、貸し館について利用料金、条例にちゃんと書いてあります。しかし、ここは会員権についても利用料金として設定しているんで

すよ。スクール会員権としても設定している。つまり収益的事業を上げるときに、利用料金の扱いが葛城市の施設でこういう違いが出てくるんですよ。なぜ利用料金、どういう考えで利用料金というのを設定するのか。単純に貸し館としての使用料金を利用料金だけに読み替えるのか。いやいや違いますよ、別の考えもありますよと私は思っていますけどね。葛城市の利用料金についての考え方をお聞かせ願いたい。これは企画のほうですけども、併せてなぜ今回、利用料金については農畜産物処理加工施設の条例の中で、別表のほうですよ、別表のほうに入っていないのか。これについて関連でお聞かせ願いたいと思います。

吉村委員長 まずは吉田農林課長のほうからお願いします。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

ただいまのご質問1点目の目的の関係でございます。条例では第1条で設置ということで、こちらのほうに目的を掲げさせていただいておりますが、こちらの農畜産物処理加工施設については、先ほど申し上げましたように、当初は目的、農畜産物の加工及び販売ということで設置をされた後に、その後に道の駅の指定を受けたというところで、事業についてそれを追加をさせていただいているという立てつけとしております。

2点目の成果配分についてでございます。ただいまおっしゃっていただいたように、道の駅かつらぎについては、都市再生整備計画事業では、収益を目的とする場合や施設の維持管理費や運営に要する人件費相当額を大幅に上回る収益が予想される場合は支援の対象外とすることと定められていたため、成果配分を取っていないと。一方、農畜産物処理加工施設は、先ほどの説明のように農畜産物の目的として建設されておりますので、通常の成果配分を取っているということでございます。

以上でございます。

吉村委員長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの谷原委員の質問、指定管理者制度における使用料と利用料との関係についてという部分で、ガイドラインの中の範囲でどのように定めているのかということで答弁させていただきます。また、内容といたしましては後日報告になると思うんですが、ガイドラインの中で利用料金の規定という部分がございます。その中で使用料と利用料金の区分を表に基づいて記載しておりまして、区分としては収入の帰属、法的性質、額の決定、徴収収納、減免の決定、インセンティブ効果などを書かせていただいております。そのような中で利用料金制の趣旨といたしましては、公の施設の運営について指定管理者に一定の主体性を認め、機動的、弾力的な料金設定を可能とし、自主的な運営、経営努力を発揮しやすくするとともに、会計事務の効率性を図ることという記載がございます。基本的な考え方といたしましては、施設ごとの設置目的、施設の特性に基づいて、市と指定管理者が協議して考えていくものと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 最初のほうの質問に対する答えがですね。

吉村委員長 もう一回、それ、私のほうから確認をさせていただきます。

谷原委員 もう一回言いますが、要は設置目的が変わっているんじゃないですかと。変わっているんだったら、実際、先ほどのお話だったら変わっていると。最初、当初の設置目的から後から、要は道の駅パークとしての指定が入ったから、だから今回条例を変えるわけだから、何で第1条にそのことも道の駅かつらぎに合わせて、道路あるいは観光についても、そういう指定を受けているんだから、これ、入れないと、第3条と整合性が取れないですよということをお聞きしたので。

吉村委員長 1つ目は答弁漏れということで、その点きちっと。

谷原委員 繰り返されただけだったので、その理由をはっきりお願いしていただきたい。

吉村委員長 谷原委員の質問趣旨としては、この際。大幅にこの条例を変えるわけですから、第1条についても、第3条、第4条と整合性が取れるようになぜ変えないのかと、そういう理由について聞かれて、もし変えないとすればその理由は何かという質問でしたので、そのことについて明確にお答え願いたいと思います。

植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

ただいまのご質問でございます。こちらの施設につきましては、あくまでも農林水産省の補助金を活用して建てている施設でございます。目的としては農産物の直売と、それから、農産物を加工して販売するということの目的を持って建てられた施設であるので、こういう設置の目的は補助金の目的に合わせてつくっておるということでございます。

あと、事業につきましては、後で道の駅として指定されたものでございますので、その事業を行うというふうな事業を付け加えさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

吉村委員長 補助金の目的に条例の1条というか、目的についてはそれに縛られるというふうな理解でよろしいですかね。

谷原委員。

谷原委員 2つ目の質問も、何で補助金が、道の駅かつらぎについてはこういうふうな要件だからできませんということだったんですが、片一方のほうはそういう要件がないということであれば了解したんですが、そういう言及も何もなく、同じことをこういう補助金ですからというだけやったので、その補助金の交付要件としてそうした利益配分を上げることはできないような交付要件になっているのかどうかいうことをもう一回お答えいただかないとかみ合わないの。

吉村委員長 そうですね、これも答弁漏れということで。

植田部長。

植田産業観光部長 この農畜産物処理加工施設でございますけれども、農林水産省の補助金を活用して建設されたものでございます。補助金の性格が違うために、道の駅かつらぎについてはもらわない、処理加工施設についてはもらうということになっております。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 補助金要綱がどうなっているのかということをお聞きしたかったんです、私はね。最初のほうの道の駅のほうについては、補助金要綱としてこうなっているとはっきりおっしゃったから、じゃ、こちらのほうはそういうことがないということを確認したいだけなんです。

吉村委員長 そうですね、そこら辺のところの。その確認、今出していただくことはできますでしょうか。やっぱり同じように、こういった補助金の要綱がこうなっているからというふうなところですね。その説明をいただけたらと思います。

植田部長。

植田産業観光部長 すいません。そこについては資料を持ち合わせておりませんので、調べさせていただきます。

吉村委員長 これについては早急に調べていただくようお願いします。

谷原委員。

谷原委員 条例の審議そのものに直接これが判断にあれするわけでないので、関連でお聞きしたようなことですので、後でもよろしく願いいたします。

意見ということになりますが、1つは設置と書いてあるんです、第1条ね。でも、普通は施設の設置目的を書くところですよ。今、部長の答弁では、設置のときの補助金の性格がこうだったからこれでいくんですということですけども、やっぱりこの施設の設置の目的は、補助金で規定される部分もありますけれども、先ほどあったように後から道の駅パークとしての指定も受けている。だから、そういう形で事業も第3条で付け加えるわけですから、設置目的にもうちょっときちっと道の駅としての性格を書いておくべきだと私は思います。場合によっては、もしよかったら修正案を出して、修正案でももし皆さん賛成していただけるんだったら、ここの1行、道路利用者の利便性の向上に供するとともに、こういう1行が入っているとだいぶ違うわけです。道の駅かつらぎと同じようにここの分、地域情報の発信ということも含めて、その語句を加えるだけで私はこの第3条と整合性が取れると思うんですよ。これは意見として、もし賛同者がいたら、この文言だけで追加修正ということをしたいと思うんです。これはぜひ皆さんのご意見もお聞きしたいと思います。

それから2つ目ですけども、利用料金の在り方なんですけれども、実は私、ガイドラインということで、葛城市は持っていませんけども、日本全国多くの自治体がやはり指定管理者制度を有効に利用しようということで、市民の方にも納得できる在り方で利用しようということでガイドラインを整備されてきて、ホームページでいろいろ見ることができます。私は最初のきっかけは、道の駅かつらぎは10億円年間売り上げていますから、ほぼ全国でそう数多くありませんが、同じところをどういうふうな運営をしているかということで興味を持って調べました。東京都の八王子市に八王子滝山というところがありまして、その八王子市のガイドラインが非常に優れたガイドラインです。これは専門家を入れて何度も改定している。それで、その道の駅では出荷手数料が利用料金に入っているんですよ。出荷手数料がちゃんと利用料金に入っている。つまり施設の目的として地域をあれすることで入っているんです。だから、私は道の駅かつらぎ及び「當麻の家」、道の駅については今回条例そのも

のがそんなことになっていません、文言の整理だけです。これについて私はとやかく言うことはないんですが、この「當麻の家」のほうについては全面的に変える条例なので、これについては、私は利用料金を出荷手数料、これは施設の目的として地域の農業者のためにということですから、安い、低い出荷手数料で販売していただくということが施設の目的になっていると思うんですね。だから、八王子市の場合なんかは出荷手数料もちゃんと利用料金として、これを一方的に指定管理者が自由に変えられる、いわゆる自主事業の料金としてやっているわけじゃないんです。だから、私は利用料金というのは施設の目的に応じてやる場合は利用料金とすべきだし、それ以外の業者の方が例えば物販することが自由な自主活動としてやられるんやったら、自由に料金を決められるのは当たり前なんだけども、でも、利用料金についてきちっとコントロールできる範囲に収める必要があると私は思っているの、この点についてはぜひ研究していただきたいんですよ。別に私は今ある在り方、これがやっぱり有効に葛城市にとっても、業者にとっても、地域にとってもできるように……。

吉村委員長 谷原委員、ほかの委員も意見もございますので。

谷原委員 すいません。よろしくお願いします。

吉村委員長 ほかに。

奥本議長。

奥本議長 理事者のほうに確認をお願いしたいんですけども、補助金を受けた場合に、その補助金を受けたことをその意図を反映した設置目的にしないといけないのか、地方の条例に関しては。要するに、条例の設置目的は補助金の種類によってその文言が制約されるのかどうか、ここだけ確認を。

吉村委員長 そうですね、第1条がこれが縛られているのであれば、先ほどのご意見については、これはその以前の問題という形になりますのでね。それは今答えられるんでしょうか。先ほどのご答弁であれば、そういうふうにしなければならないというふうに説明されたようにも受け取れるんですけども。

植田部長。

植田産業観光部長 設置の目的でございますけれども、補助金と合致した施設でないと補助金は下りませんので、設置の目的については補助金のとおりに規定するのが本来であると思っております。

吉村委員長 第1条についてはこの形で変えられないというふうな形で。

奥本議長。

奥本議長 要するに、補助金を受けるために設置目的にはその補助金に即した文言にしないといけないという理解でいいですか。再度お願いします。

吉村委員長 植田部長。

植田産業観光部長 補助金を受ける目的に沿った設置の目的で規定するということでございます。

以上でございます。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

西井委員。

西井委員 この時点で「當麻の家」の話と道の駅の条例改正、どういう意味合いで今改正して、道の駅と並ぶような改正したんか。もともと「當麻の家」は道の駅に指定されたんは後からやねやんか。そやから、農林省の補助金をもうたんと補助金が違うやろ、今、皆出てくる話。ほんで、「當麻の家」ができて、なかなか売上げもしばらくの間しんどかって、たまたま建設省の道の駅ができて、の制度がある。ほんで道の駅の指定を受けて、ほんでだんだんと収益を上げていかはったわけやんか。そやから、かつらぎの道の駅とこの時点で何でそろえるようにしたんか。文言まで同じようにせんかという話が出てくるけど、もともと補助金をもうたんは農林省の主に言やあ加工施設という形で補助金をもうてるわけやねんか、「當麻の家」の場合はな。そやから、その辺の過去にできた意味合いも含めて十分理解してこの提案をされているのか。どうもその辺理解できへんのや。基本的には「當麻の家」はもともと加工施設としての運用の中での補助金をもうてると。もとはね。そやから、名前を一緒にせいとこういう話が出てくんのやけど、何がために今の時点でこの条例を上げてきてんのか、その辺教えてもらいたいなと思う。

吉村委員長 それについて。

植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

おっしゃるように補助金も違いますし、建てられたときの性質も違います。ただ、同じ農林課が所管する指定管理施設であるというのがまず1つ。それから、今現在、指定管理者制度運用ガイドラインというのも作成しております。ということも踏まえまして、成り立ちは違いますけれどもガイドラインを作成しているということと、同じ指定管理施設であるということ踏まえて、同じような立てつけで今回改正を提案させていただいているものでございます。

以上でございます。

吉村委員長 西井委員。

西井委員 理屈はどないでもつけるけど、現実、そしたら道の駅かつらぎに合わすようにするということの発言自身おかしいやん。ガイドラインをつくんのやったら、それやったら、指定管理の中でほかの指定管理もガイドラインを合わしていかなんがなと。方向一緒やよってと言うてるけど、それやったらウェルネス新庄もガイドラインを合わせよと。極端に言うたら、みそもくそも一緒にするようなことをしたらあれやから、やはりよく似たことをされているけど、設立理由から違う面があるということは、初めからそういうことを説明してから審議してんなん。だから、補助金をもろて、その補助金をもうた中でこの形はええかどうかというのを問い合わせしといて議案出してきやんなんねんけど、それはまだ調べやなあかんねんと。おかしいん違う、順番が。今後こういうことのないように気をつけてもらったらええと思うけど。現実には、補助金施設の中で補助金の方向が狂ったら、補助金返還まで出てくるわけやんか。これ以上やかましく言わへんけど、その辺も含めて、先ほどから谷原さんもおっしゃっているし、また議長もおっしゃっているけど、その辺、ちゃんと調べた中で名前を考えてもらいたいなと。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 条例の改正ということで、いろいろと細かく説明をしていただきました。私、3点ほどお尋ね、確認をしたいんですけど、まず、この農産物処理加工施設という名称、非常に違和感があるんですよ。この施設の目的は何やねんといったら、加工及び販売なんですよ。処理加工施設で販売なんですよ。私、いろいろ名前あるから、「郷土食 當麻の家」とか、ふたかみパークとか、別名なんですかね。名称をもう少し現実味のあるっていいですか、施設に合った名称ということも、この条例の中でこの機会にということもありかもわかりませんが、私、違和感があるということだけお伝えします。

もう一つは、これ、いろいろと細かくたくさん改正があつて、一体今までと今後、使用前、使用后、大きく変わる点というものの、利用者、それから指定管理者、この両者にとって、いやいや経営上、お客さんに対してさほど問題にはならないよということなんか、いや、この点は今までよりこうなるんで少し不都合といいますか、利便性が低下しますねんとか向上しますねんとかいうふうな、この条例の改正による改善といいますか、市としては改善かもわからんけども、そういったものを端的に把握していただいておりますのであればお聞きをしたい。

3点目ですけども、以前に指定管理者のほうの意見交換のところで、5年を10年というお話がございました。指定管理者にとっては5年というのはスパン的に短いで、非常に長期計画等々を経営上、10年のほうがいろんな将来にわたっての計画なり立てやすいんですけどねというお話がございました。10年じゃなく5年である理由というのがお示ししていただけるようであればお聞かせを願いたい。よろしくお願いします。

吉村委員長 以上3点ですね。まず、名称については、先ほどの谷原委員の質問にも関わってくるかもしれないんですけども、この名称でなければならない理由がもしあるのであれば。今おっしゃったみたいに違和感には確かに、販売もされていますので、これについて明確にお答えを願いたいと思います。それから、あと、条例改正によって実際運用がどうなるのかという趣旨のご質問だったと思うんですけども、これは変わるのか変わらないのか。あと、それから指定管理者からすれば長いほうがいいんですけどもというふうに思われるというのは自然なことだと思いますけども、これは5年である理由について。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

ただいまのご質問、まず1点目でございます。名称についてでございます。今回条例の改正につきましてはガイドラインに基づいたり、あと、それに基づいて構成の見直し等で文言整理するのが主になっておりまして、当初つけられた施設の名称については、今回は改正の理由には入っていなかったというところで、今後、そのPRも兼ねてです、アンケートなり声も聞きながらそういう名称に。

吉村委員長 植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

まず、名称でございます。こちら補助金の関係になるんですけれども、補助金の対象となっておった施設が農産物の加工所、それから農産物の販売所、それから地域食材の提供室、レストラン、その3つが補助の対象となっておりました。ですので、その辺の補助の対象となった施設から、この農畜産物の処理加工施設という名称にしたというところでございます。

吉村委員長 今の説明やったら3択やったということですか。そのうちの1か所しか、例えば販売所も別に足しても違和感がない、加工施設及び販売所というふうにしても、今の質問の趣旨からすると違和感がないようにも思うんですけど。

植田産業観光部長 ですが、一番大事な部分というか補助の部分で、加工施設部分というのが、これが面積が一番多くて、補助金が一番多くもらっていたところで、これが一番のそのときの補助の目的であったというふうに理解しておりますので、その辺の加工という部分を名称に入れさせていただいたというところでございます。

それから、運用の面でございます。条例改正させていただきますけども、指定管理者でありますとか利用者につきましてはこれまでどおりの運用であって、何ら変わることはございません。

それから、期間でございます。指定管理の期間でございますけれども、指定管理者のガイドラインでは、指定管理者の指定が期間を定めて行うこととされておりますのは、指定管理者による期間が適切に行われているかを地方公共団体が定期的に見直す機会を設けるためであることから、サービスの継続性の確保、指定管理者のリスク軽減、利用料金の周期的な見直しなどを総合的に勘案し、本市における指定管理期間としては原則として、管理業務を開始する日から起算して5年以内となっております。

以上でございます。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 処理加工施設という名称を使っているのは補助金の額がたくさん投入されているからやということなんですよ。ところが、利用されているお客さんの利用料からいくと、農産物の販売がメインであんのか。あそこ、地下にお餅をつく施設とか、それから粉砕をする施設とか、非常に私もあの施設の充実といいますか、レベルの高さというのは、自分自身利用をあんまりする機会はないんですけども、遠くの方からあそこに行って、例えばウコンを粉末するのに、「當麻の家」へ行ったら非常にきれいに処理してくれんねんとかいうことで、大和郡山の方の方もここを利用されているとか、知人ぞ知る施設なんですよ。

私も先日そばを作って、集落でそば打ちをしようとか言うて、「當麻の家」へお尋ねをすると、アレルギーの問題はありますけども、きれいに掃除して間違いなく処理させていただきました。ところが、こんな話、知らないんですよ。餅は別ですよ。餅は餅をついたやつを売るから、自分のところで。ところが、処理加工施設、たくさんのお金を投入して利用される方というのはそんなになんで、私は店としてといいますか、施設としては農産物の販売所というものをもっと前に、レストラン的なものもです。それが商売の常套手段かな。例えば、丸亀製麺と一緒にすわ。丸亀製麺って製麺屋さんですよ。うどんを食べる。あのイメー

ジかなと思うんです。そやけど、それでもないし、私、この農産物処理加工施設という堅苦しい名前があこの正面の看板に載っていること自体、見直しも必要なんじゃないかなと思いましたが聞かせていただきました。今後のご検討よろしくお願いします。

それから2番目に、要するにこの条例改正でお客さん等々に迷惑のかかるような改定じゃないという部長のご答弁でしたので、了解をいたしました。

5年、10年の指定管理の契約期間でございますけれども、るる説明のあったんはあったんですけども、10年たつとこういうことが問題になるんで5年にしていますというふうな、そういう説明が欲しかったんです。10年じゃなぜ駄目なんですかって。ありましたよ、説明があったけども、端的に10年で駄目な理由、もう一度お答え。

吉村委員長 そうですね、そちらが分かりやすいですね。じゃ、今のことで。

西川企画政策課長。

西川企画政策課長 企画政策課、西川です。よろしくお願いします。

一応指定管理の期間は5年と定めておりますのは、指定管理者による管理が適切に行われているかというのをやはり地方公共団体が定期的に見直す必要があるんじゃないかと考えております。まず、サービス継続の確保であったり、指定管理者のリスク軽減、こういったものを総合的に勘案して、一応5年ということで市としては考えておるところでございます。あと、ただし、例えばPFI事業者とか、そういうような場合にはもう少し長期間の、また、例えば公民館ですね、そういうのであれば、また短期間にすることも可能ということな考えをしております。

以上です。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 あとは私の意見だけ述べさせていただきます。いずれにしてもチェック、それからリスク管理等々については、定期的な5年に1回、契約時にしかチェックせえへんのかと言うたら、逆に、道の駅かつらぎですと、農林課のほうから毎年チェックいただいているんですよ。だから、5年に1度チェックするとかリスク管理の確認をする、地方公共団体がするって、5年契約時だけじゃないでしょうと。チェックはチェックで毎年するでしょうと。別のもんじゃないかなという違和感は私、思っています。ただ、もし何かあってというのは、契約の中にもし10年の間で何かあったらこういう処罰をしますとか、契約を解除しますとか書いてんねから、問題が発生したらそのときはそのときという、処罰の対象になるようでしたらそういう処理を調べる。ただ、指定管理者の意見としては、10年スパンのほうが経営はしやすいですというご意見が寄せられていたということだけお伝えをしておきます。

以上です。

吉村委員長 分かりました。ほかにありませんか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。いろいろとご意見ももらっていると思うんですけど、基本的には次期の指定管理者の制度、また、令和8年4月ですか、から、また新たな、新たなといいますか、その次に選定されるために条例を整理しとこかというところがまず趣旨やと思うんです

けど、僕、先ほどいろいろと設置のところも道の駅に合わせたりとか、今の道の駅かつらぎに合わしてこうしたらいんじゃないかとかいうところもあったんですけど、僕はここ、補助金の話もあったんですけど、設置目的あったんですけど、結局、僕はすみ分け、特色、いろんな施設に特色があると思うんで、ここの道の駅かつらぎというのは今からあそこのエリアの開発も含めて、やっぱりあそこは情報を発信していく場所やし、観光、産業、文化とかの振興を図っていく、そこを広げていくというところは1つあると思うんです。ほんで、また「當麻の家」というのは今回入ってきていますけど、設置目的のところについては、やっぱり農というところをしっかりと重きを置いて特色ある形ですみ分けをしていったほうが僕は葛城市として、葛城市は同じもん2つ要らんのですよ、はっきり言うて。そやから、そこをすみ分けしていく、これが条例のしっかりした改正にしていっていただきたいと思うわけです。だから、ガイドラインで今作成を進めていますけど、施設ごとにやっぱり違うわけですよ。全部が全部もちろん合わす必要はないと思うし、そやからその辺はちゃんと考えて、1個ずつこういう条例を考えてつくっていったって、次の募集要項に反映していただきたいというところはあります。

質問なんですけど、道の駅かつらぎも、こっちの「當麻の家」ね、農産物処理加工施設のほうもそうなんですけど、利用料金の減免ってあるんですね。これについてどういうときに減額したり、また免除したりすることができるのかというところを教えていただきたいのと、あと、今回駐車場というのも利用対象施設というのに入っているんですけど、例えば自主事業で、ここについて例えば駐車料金というのとかああいうのを、指定管理者のほうで取っていけるもんなのかどうかというところね。というのが、また次、道の駅かつらぎのときに駐車場が足らんとか、リムジンバスがとかいう話もあって、そのときに駐車場の料金というのを取れるものなのかというところは、自主事業に入るのかみたいなおところですよ。そういうのをお考えを聞かせていただきたいと思います。

吉村委員長 2点ですね。回答のほうよろしくお願ひします。1つが、例えば議第60号でしたら7ページ目に利用料金の減免って書いてあって、ここには市長の承認を得たときはとか、あるいは指定管理者が特に必要があると認めとか書いてありますけれども、これも具体的なおところ、どういうときに……。

植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願ひします。

利用料金の減免でございますけれども、例えば会議室を借りるときに、公共が借りる場合は減免されるところでございます。

吉村委員長 まず1つ目は、減免についてはそういうふうなイメージ。

植田産業観光部長 公共が借りるとか、例えば視察に來られて、指定管理者の判断でこの会議室の利用については減免しようとかいうところになってくるとおられます。

それから駐車場の問題でございますけれども、これは自主事業であってもなかなか有料化するというのは難しいんじゃないかなというふうに思っておりますが。

吉村委員長 先ほど西川委員が質問されたときは、例えば施設を利用してある程度時間が超えた人に

タイムズみたいなものもあるし、そんなものも含めてイメージされているというようなイメージですね。そうすることによって車の量、総量を減らすことができるんじゃないかということも考えられるよと。これについては特に。

植田部長。

植田産業観光部長 駐車場の件でございますけども、それは具体的にそういうこと、案件が出てきたら、指定管理者が有料にしたいというようなことが仮に出てきた場合は協議して決めたいと思っております。定めのないことは協議して決めたいと思います。ただ、なかなか有料にするのはハードルが高いのかなという認識はしております。

以上でございます。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 利用料金の減免については公共というか、これも判断というのは指定管理者が、これについてもあれですね、やっぱりどういうときというのは明確には決まってないんですね、結局。そやから、市長の承認を得たときって書いているんですけどね。だから、あまりイメージしにくいなというところがあつて。ガイドラインのところでもそういうのを例として書いとくとか、そういうのもあったらいいんじゃないかなと思うんで、この条例にはそこまでももちろん書く必要はないと思うんですけど、ガイドラインにこういうときはというときは書かれててもいいんじゃないかなというところがあります。

駐車場なんですけど、難しいという理由というのが、何で難しいかというのが回答が分からないんですけど、例えば、ほんまに今駐車場が足らん、土日もちろん足らん足らんという話も、利用者が多いんで足らんという話もあるんですけど、そうなったときにずっと置かれていたとか、例えばそこにね。道の駅かつらぎの下のももちろん駐車場は違いますけど、例えばずっと置かれていたとかいうときももしかしたらあるんじゃないかなと思うんです。そこに置いてどっかに行かれていたとかね。そういうのもあったりもするんで、例えば時間で道の駅で買物をされたら例えば何時間無料ですよとか、あと、リムジンバスもちろん今から検討もしていつていると思うんですけど、そこは丸1日ずっと多分どっかから車で来られて、駐車場が要ったらそこに止めとくんですよ。そういうときも、ずっと駐車場に車がある状態というところに関しては、その辺は指定管理者の自主事業としても僕は認めていつてもいいんじゃないかなと思っているところです。その辺も市の考えを整理していただきたいなというところです。

吉村委員長 これは本当に、これから道の駅とか周辺の発展を考えていったら出てくる問題。

阿古市長。

阿古市長 ちょっと問題の整理をしたいと思いますので、確認も含めてお聞きしますのやけども、まず「當麻の家」の駐車場というのは、あれは公園の駐車場なんです。ですから、道の駅もしくは農業法人「當麻の家」の施設というわけではなくて、ただ管理をお願いしているというだけで、ですので、車を止められる、止められないというのは道の駅の判断ではないという。公園に来られる方は誰でも止められるし、そういう駐車場ですので、意味がちよっと変わってきます。

それと、ふたかみパーク當麻というのは道の駅の名称なんですけども、こちらのほうの名称でやられている場合の駐車場、道の駅としての駐車場の在り方というのが果たしてどうなのか確認しないといけないと思いますので、その辺は利用料も含めて、そういうのが道の駅としての要件の中であるのかないのかというのを私自身記憶がありませんので、1回研究させていただきたいと思います。ですので、「當麻の家」と道の駅かつらぎの駐車場の在り方というのは変わっておりますので、その辺だけご理解いただきたい。

吉村委員長 分かりました。そのほう、よろしく願いをします。

西川委員。

西川委員 だから、両方にもその利用施設というところで書いているんですけど、最初に言うたように、やっぱり違うと思うんですね、「當麻の家」のほうと道の駅かつらぎというところの性質も違うんで、きっちりとその条例ごとに、何でもかんでも、市が直営でやるそういうところの利用料金に関してとか、そういうところというのは合わせていったりしてもいいんですけど、そやから施設ごとに違うんで、特色がね。やっぱりそこはちゃんと研究していただいて、運用していただけたらなと思うんで、これは意見でよろしく……。

吉村委員長 分かりました。相乗効果というか、大事なことやと思いますんで。

ほかに委員ございませんか。

横井委員。

横井委員 横井でございます。

関連になると思うのですが、議第60号、そして議第61号もそうなのですが、よく指定管理者という単語が出てくるのですが、これに伴う管理者との間の契約内容とかをちゃんと取り決められているのですか。その中にはコンプライアンスは必ず記載されておりますか。非常に大事なポイントやと思います。

吉村委員長 これは当然取り決められていることですね。

横井委員 それをはっきり1回言ってほしい。

吉村委員長 今こういう状況ですということだけお答えいただけますでしょうか。当然そういったことは、横井委員、取決めはされているんですけども。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

指定管理の指定に関して基本協定と年度協定の中でいろいろ取決めをしておりますので、その中で罰則規定なりも設けておりますので、それで運用をしております。

吉村委員長 きちっとそういうことは当然のことながらやっているということで、よろしいですか。

横井委員 ありがとうございます。

吉村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員、賛否に関わることとかに関して端的にお願いいたします。

谷原委員 まず最初に、私、条例の名称で増田委員が質問した件について、補助金の交付目的に沿った内容で書いて、これは書かなければならないということですか。そしたら、道の駅かつらぎ条例はどうなるんですか。道の駅かつらぎ条例ですよ。だから、先ほどの答弁で整合性が

取れないので、そういう名称にしなければならないということなのかどうか。そうであれば道の駅かつらぎ条例はどうなるのかということになりますので、補助金の目的とこの条例の名称、その関係について端的にお答え願いたいと思います。

それから2つ目ですけど、私がなぜ事業目的と、それから事業内容についてこだわっているかというと、要は新たな事業がこの条例の中に入りました。観光情報、それから道路の利用者への休憩の場と。これについては補助金が出るんですか。道の駅事業として国からの補助金、例えばトイレを改修する。これ、全部市の持ち出しになるのか。それとも適当な補助金を利用して、この改修に充てられるのか。そうであれば、設置目的のところにも多少そういうことを入れないと、設置目的と事業内容が食い違うというのが条例の在り方として私はどうも納得できないし、補助金ということにこだわって言えば、この点、新たに事業内容として加わることについて、将来の補助金利用をできるのか。あるいは、だから書くのか、そこを確認したいと思います。

吉村委員長 2点ですね。そこら辺だけ、特に今、谷原委員からも増田委員からも出ていましたけども、名称というものの、それがどこまで縛られるのかですね。もし縛られないのであれば変えることも可能ではないかという趣旨の質問だと思いますが、これについて明確にお答えをいただきたいと思います。

それからあと、2つ目の質問、第3条と第4条と挙げていますけれども、補助金との兼ね合いで、これもお答えを願いたいと思います。

植田部長。

植田産業観光部長 まず、名称のほうでございますけれども、名称のほうは、当時利用した補助金を参考につくらせてもうたというところで、必ずしも縛りがあるというものではないというふうに理解はしております。

それから、事業のほうでございます。すいません、もう一回。

吉村委員長 じゃあ、谷原委員、もう一回。立って、簡単にもう一回言ってください。

谷原委員 要は今度新たに事業のところで、3号、4号と道路利用者の休憩の場、観光情報、道路情報についての施設というふうに、その事業となっているので、その部分については今度改修する、新たに申請する場合も含めて、やっぱり国の補助金等を利用するということになるんでしょうか。

吉村委員長 ということです。道の駅の分、第4条第4号の辺りなどですね。

吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。

ただいまのご質問で、各施設の道の駅の機能として、道の駅の設備としては道の駅情報システムがありまして、こちらは国土交通省の奈良国道事務所の管理となっております、この設備の改修や新設については国土交通省に要望することになっております。ほかの補助金で建設した施設の改修には補助金は使えないかと思われそうですが、新築とか増築に関しては、内容によっては補助金が出る可能性があると考えます。

吉村委員長 積極的に取っていくということですね。分かりました。

谷原委員。

谷原委員 ということで、将来の補助金利用ということもあって、今回この改正だと私は認識しています、当初からね。それだったら、設置目的についても、その部分は私は少しでも触れたほうがこの施設の性格も明確になるし、実際そういうふうに使われているわけですから、私は第1条のところ、もうちょっとそこら辺を事業内容に合わせて、将来補助金を取るためにこの設置という条があるともおっしゃっているわけですから、ここは入れておいたほうがいいんじゃないかと。

吉村委員長 分かりました。ご意見として。

谷原委員 できたら、私は修正案を出したいと思っています。

吉村委員長 分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 別表第2の利用料金の件なんですけど、道の駅かつらぎだとかなり細かく市内、市外、それから営利目的、営利目的でないという料金設定をされているんですけども、先ほど部長の答弁では、公共で使う場合は減免の可能性があるとかというお話だったんですけど、それが明確にここで示されていないというのは、補助金の関係なのかどうか分からないんですけど、その理由を。市内、市外の料金設定はないというのと、営利目的、営利目的でないという料金設定がされていないというところはどのようにしてなのかというのを教えてください。

吉村委員長 10ページの別表ですね。議第60号。

植田部長。

植田産業観光部長 これは施設の利用料金になりますけども、条例で細かく規定する必要はそこまではないのかなというところで、30分当たりの各施設の利用料金だけ載せさせていただいているということでございます。

以上でございます。

吉村委員長 市外も市内も一緒。

植田産業観光部長 同じ料金で、営利であろうと、市内であろうと、市外であろうと同じ料金にさせていただいております。

以上でございます。

吉村委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 道の駅では加工室は別だと思うんですけど、ほかのところはかなり細かく設定されている中で、市内の方が営利目的でなくこういうことを利用したいという方はいらっしゃると思うんですけど、そこで料金設定が市内の方と市外の方で全く同じというのも、行政サービスというか、では納得いかないかなというふうに私自身は思っていますので、この際なんで細かく設定されてもいいのではないかなというふうな私の意見はありますが、その辺りというのは考慮されるというか、されたことはあるのか、または、そういう可能性というのはあるのか聞かせてください。

吉村委員長 植田部長。

植田産業観光部長 施設の利用に関して検討はしましたけれども、利用料金について30分1,030円と
かいう料金でございますので、かなり安く設定させていただいておりますし、市内の方、確
かに市内、市外、区別するべきという議論はありますけれども、安く設定させていただいて
いますので、この料金、あくまでもこれは上限を定めるものでございますので、あとは指定
管理者が指定管理者の判断の中で、この料金の範囲の中で運営させていただくと。条例につ
いてはあくまでもこれが上限で設定しているということでございますので、条例に関しては
このままいかせていただくかなというふうに思っております。

以上でございます。

吉村委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 今のご答弁だと、一応決めているけど、指定管理者の都合で変更は可能ということ
いいということなんです。

吉村委員長 運用はまた別。

柴田副委員長 運用はまた別ということで。30分の利用料金を書いてあって、私の意見なんですけど、
みそ加工とか餅とか食品加工って30分で終わらないと思うんですよ。多分1日かかったりす
るので、かなり料金は積み重なると結構な料金になるのかなということで、その辺りは指定
管理の方が考えていただけるということですので、了解いたしました。

吉村委員長 ほかに。

奥本議長。

奥本議長 若干この条例も含めての話、もっと広い範囲になるんですけども、今の条例でいくと、こ
の事業のところと施設に関係するところに入るんですけどね。給電設備ってあるじゃない、
充電設備、自動車の。あれの位置づけが私、よく分からないんです。今現状、プラグインハ
イブリッドであったり電気自動車であったり、電気を補充するところですよ。ガソリン車
であつたらば給油所。だから、あこは給電所になるんです。ということは、それはサービス
なんですけども、あのサービスはこの指定管理事業者が行っているんですか。あの収益はど
こに入っているのか。それであれば、もしも事業としてやるのであれば、ここにうたわんと
駄目なん違うかなという気はするんですけども、あの位置づけ、道の駅に限らず相撲館にも
ありますけども、今一体どういうふうになっているのか分からないんです。関係法令を調べ
たんですけども、総務省と消防庁と、それから国土交通省にそういう取決めはあるんですけ
ど、どこがどう規定するかというところまでは分からないので、その辺を教えていただきたい
んです。

吉村委員長 その辺り、給電施設について現状どういうふうになっているのか。担当課がまた違うん
ですかね。

(発言する者あり)

吉村委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時15分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

奥本議長。

奥本議長 もう一度、質問の内容を申し上げます。今現状、道の駅の駐車場のところに自動車の給電設備がございます。これはかつて市の予算でつくったものだと思いますけども、その給電事業に係る収益というのが、もしこの道の駅の指定管理者の中で事業の利益として上がっているのであれば、事業と施設ですね、第3条、第4条のところにその辺の項目を入れ込む必要があるのじゃないかという気はするんですけども、実際のところその運用、どうなっているのかを確認したいと思います。

吉村委員長 石橋環境課長。

石橋環境課長 環境課の石橋です。どうぞよろしくお願いします。

まず、道の駅ふたかみパーク當麻につきましては環境課のほうが所管となっておりまして、葛城市のほうに収入が入っております。

以上です。

吉村委員長 西川建設課長。

西川建設課長 道の駅かつらぎにつきましてご説明させていただきます。

こちらのほうの給電施設につきましては、指定管理者のほう、株式会社道の駅葛城様が契約されておりまして、道の駅かつらぎのほうで設置費用を払われ、収益のほうもそちらのほうへ入っております。建設課としましてはこちらが道路区域でございますので、道路の占用という形での申請のほうを受けておりまして、市のほうには収入は入っておりません。

以上でございます。

吉村委員長 奥本議長。

奥本議長 「當麻の家」のほうは市が、環境課がやっているということなんで、ということは、今の駐車場のこの項には当てはまらないという認識なんですよ。これは全くの市の独自事業、直営事業ということですね、あのエリアだけ。道の駅かつらぎのほうは、もう一度確認したい。設置されたのは道の駅葛城さんということなんですね。だから、そこは要するに自主事業の範囲として認識されているという理解でよろしいですか。

吉村委員長 そうですね、自主事業ですね。

奥本議長 ですから、条例にはうたわなくてもいいということですね。了解です。

吉村委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 私は先ほど、修正案をできたら出したいというふうに申し上げました。これで皆さんのご意見を聞いて、賛同がないのに修正案を出しても時間のあれだけになります、形式的なことになりますから、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

吉村委員長 先ほど修正案を出されるということについて、皆さんのご意見、修正案のどういうことについてってもう一回言ってもらって、簡単に。

谷原委員 事業内容、第3条を新たに付け加える中で、従来の設置目的とは超えた、要は道の駅ふたかみパークの部分、後から追加されたということに伴って、道路利用者の方の便宜を図ったり観光情報の提供ということが新たな事業内容として入ってきましたので、このたび大きな見直しになっていますから、それに併せて設置目的も変えた、少し道の駅かつらぎと同様、その部分を少し入れる必要があるのではないかと。補助金を将来的にも申請する場合はもらいたいということでもありますから、設置目的のところにもちゃんと書いておくべきであろうという意味です。

吉村委員長 分かりました。先ほどからおっしゃっていますけれども、議第60号の設置目的、第1条の部分を第3条とかの文言も入れて変えるべきであるというご意見でございますが、それに対する意見ですね、必要ないという意見があれば出していただけたら。

横井委員。

横井委員 必要ないです。

吉村委員長 西井委員。

西井委員 設立理由が最初から両方が違うから、結局、頭のほうの名前を変えたら言わはる意味合いは分かんのかね。例えば言うたら、この議案とは関係ないけど、各大字の公民館、公民館いう名前もあれば、コミセンやいう名前も、これ、補助金の下で変わっていると。だから、その辺も含めたら、今変えたいと思われることは、まだいろんな補助金も全部いろいろ調べてもろて、きちっとしてから変えはったらええん違うかと私は思っております。

以上です。

吉村委員長 今、谷原委員の提案に対して反対意見が2つ上がりましたが、反対に賛成の方というのはいらっしゃるのでしょうか。いらっしゃるんですね。

谷原委員。

谷原委員 それでしたら、委員会では出そうと思えば出してということですけど、賛成がない中で時間だけ費やすというのも、後の日程もありますから、今日は皆さんの意見もお伺いしましたので、それは出さずに採決のほうに臨んでいただけたらと思います。

吉村委員長 じゃ、これにつきましてはそういうことで承知しました。

西井委員。

西井委員 私、一応今の時点では早いと言うたけど、その補助金とか設置理由からもうちょっと慎重に考えてもらた中で、また機会があれば、今なら谷原さん言わはるような形で問題がないという答えがきちっと発言できるときにまた出してもらいたいなと思っております。一遍にやめとくじゃのうて、議員の意見として運営しやすいような時点ならばそれをきちっと考えてもうて、その部分だけ改正ということは、今すぐは時期早尚やけど、その辺をちゃんと理事者側で検討してもらいたいというのを付け加えさせていただきます。よろしくお願いします。

吉村委員長 時期早尚ということで、時期を見てということですね。承知しました。

ほかのテーマで議員間討議を希望される方はいらっしゃるんですね。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決については1議案ご

とに行います。

まず、議第60号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、議第60号、葛城市農畜産物処理加工施設条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論いたします。

当初、指定管理の関心の文言、指定管理者制度に係る文言の修正ということであれば、次の議第61号のように、文言の整備ということであれば特に意見はなかったんですけども、実際出てきた案が事業内容を明確にするということでかなり書き込んであって、第1条との関係で整合性が取れないと。本来、条例というのは、そうした事業の設置目的と事業内容が整合性が取れて当たり前なんです。私はそう思っています。この点では十分見直しという点で、この点についてはやっぱり私は不十分だと思います。今後、補助金の新たな、特に観光道路の面についての補助金申請するときに合わせて、西井委員もおっしゃったように、整備が必要になった場合にはぜひお願いしたいし、それから、条例の名称ですね、この施設の名称も、愛称も含めて、道の駅かつらぎ条例のように分かりやすいものにすることということもあったし、ここまで変えるんだったらもうちょっと議会で議論もする時間も、そういうもむ時間もあってよかったんじゃないかと、これは意見として申し上げておきます。

その上で反対なんですけれども、これは施設の利用料金の在り方で、私は出荷手数料についても利用料金とすべきだと考えております。と申しますのは、この利用料金というのは施設の設置目的に照らして、その設置目的に応じて、市が運営する場合、それから指定管理者に運営させる場合、それぞれいずれにしても、施設の目的に応じて利用者から料金を取ることに関して発生するものです。ですから、読替えが当然できるわけですね。利用料金の場合は、指定管理者が必要になった場合は使用料に読み替えるということなんですけど、道の駅のほうは文言の改正だけだから置いときますけれども、農畜産物処理加工施設におきましても出荷手数料は取っておらないということで、要は自主事業の扱いになっているんですね。つまり出荷手数料については市が条例で定めておりませんから、いわゆる販売出荷手数料そのものが自主事業となって自由な扱い、多少協議の中では当然市の関与はありますけれども、法令上は、言ってみれば自主事業についてはそこに及ぶことが少ないわけですから、私はこの農畜産物加工処理場というのが実際に農家の方が作った産物を出荷する、そのことを通じて地域の農業の活性化を図るための施設でありますから、施設の目的からしてこれを低く抑える。出荷手数料をほかの民間事業者と比べても低く抑えて、地域の農産物事業者に利益を供与する、そのための施設であると思っています。そのための税の投入だと思っていますから、この出荷手数料を条例できちっと定めて、ある意味低く抑えておくというのは公共施設の在り方として私は当然だと思っています。

先ほども申しましたように、八王子の道の駅滝山はきちっと、それも15%と大変低いですけども、やはり地域の活性化のためにそうして利用料金の中にきちっと定めて、その施設の在り方を定めているわけであります。だから、この点について私は今回の条例改正に当た

って、この利用料金に出荷手数料が入ってないということについて反対でありますので、本条例については反対いたします。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

西川委員。

西川委員 私は、議第60号、葛城市農畜産物処理加工施設条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正については、指定管理者制度の導入以前の施設条例について、現在策定してもらっている葛城市の指定管理者制度の運用ガイドライン、その内容を踏まえて改正を行うものと先ほど理事者のほうから説明がございました。地域指定管理者の更新に向けて募集要項、その作成に先立って改正が必要やと思います。市内の優れた農畜産物の加工・販売を行うって、ここに特化をした施設やと思っております。この事業の目的も更に明確にされたというところで、私は何ら間違っていない改正なんかなと思っております。もちろん、ここに来られた方は道路を使って、生産者さんがきっちり加工したものも、ここの特色あるものを求めて来られるわけです。ここで休憩する場所あって必要やと思いますし、そこにはちょっとした観光というか、葛城市はこういうのがありますよというロードマップぐらいのやつはあっても必要やと思います。そやから、そこと道の駅かつらぎとの整合性というところについては、僕はすみ分けをきっちりした施設であってほしいという思いから、着実に準備を進めていただきたいということを求めて、私の賛成討論とさせていただきたいと思います。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論はありませんか。

横井委員。

横井委員 私も賛成討論になります。

私は、国が認めた施設管理者の資格を持っております。先ほどの理事者側からの回答、的を射ております。これに反対する意義は全くありません。賛成です。

以上です。

吉村委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第60号議案を採決いたします。

賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

吉村委員長 起立多数であります。よって、議第60号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第61号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第61号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

この会期中の委員会で審査すべき案件について、今回の委員会では次第に記載しております4つの事項を議題といたします。また、委員会の終了後に、3月定例会までに調査すべき事項等をご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

それでは、1、農地の有効活用に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

農地の有効活用に関する事項についてご説明申し上げます。

全国的に農業者の高齢化や後継者不足による農業人口の減少が見られるところでございます。農業を行う人が少なくなって農地が放置され、耕作されないケースが多くなってきております。葛城市におきましても、高齢化や後継者不足、農業資材の高騰等、農業を取り巻く環境の悪化により、遊休農地は年々増加傾向にある状況でございます。

そのような状況の中、今般、葛城市の遊休農地の現状についてご報告させていただきますとともに、農業委員会の取組や県の機関である農地中間管理機構、なら担い手・農地サポートセンターの取組について、また、先進地事例として箕面市にお邪魔いたしまして農業公社の取組について調査いたしましたので、ご報告させていただきます。

それでは、以降、詳細につきましては、別にお配りしている資料に基づきまして、課長よりご説明させていただきます。

吉村委員長 吉田農林課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

それでは、農地の有効活用に関する事項について、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず1番として、葛城市の遊休農地の現状についてでございます。

2ページ、資料1をご覧ください。葛城市の遊休農地は、高齢化や農業資材の高騰等、農業を取り巻く環境の悪化により増加傾向にあります。一時的に耕作できなくなる場合から長年遊休農地になっている場合等様々なケースがあり、親から引き継いだ農地を定年後に耕作するケース等も考えられ、改善が見込まれるところもありますが、一旦農地を荒らしてしまうと適正管理が難しくなってしまいます。資料1にありますとおり、遊休農地は年々増加

しておりまして、令和3年度で約13ヘクタール、令和4年度では約15ヘクタール、令和5年度時点では16ヘクタールを超えてきております。

次、2といたしまして、葛城市農業委員会の取組についてでございます。

3ページ、資料2をご覧ください。農地法第30条第1項において、農業委員会は毎年1回、その地域内にある農地の利用状況についての調査、利用状況調査を行わなければならないとされております。また、調査の結果、遊休農地の所有者等に対して利用意向調査を実施し、農地の利用意向を確認することとなっております。葛城市農業委員会では、農地パトロールとして、これらの調査に取り組んでおります。農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、1つ目として地域の農地利用の確認、2つ目として遊休農地の実態把握、3、違反転用の発生防止・早期発見の3点を重点に実施しています。

4ページから5ページをご覧ください。さらに、葛城市農業委員会独自の取組として、遊休農地解消活動を実施しています。先ほどの農地パトロールにおいて遊休農地と判断された農地の中から諸条件を勘案して選定した農地について、開墾作業から1耕作を行います。

1耕作の後は次の担い手へつなぎ、再び耕作が再開されるよう活動をしています。近年では、水稲、サツマイモ、キャベツ等の作付を行いました。令和6年度においても約2反の遊休農地を活用して水稲を栽培し、遊休農地解消を行いました。課題として、1度に作業を行えるのは1反から3反、すなわち1,000平米から3,000平米程度なので、遊休農地の発生スピードに間に合っていない点が挙げられます。ほかにも市民から遊休農地に対する通報等の情報があつた場合は個々に現地調査をしてから、農地所有者等に対して農地の適正管理についての通知文書を送付して、遊休農地の解消に努めております。

次の農地中間管理機構なら担い手・農地サポートセンターの取組についてでございます。

6ページ、資料3をご覧ください。農地中間管理機構公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、高齢化や後継者不足などで耕作を続けることができなくなった農地を借り受け、担い手へ貸し付けるマッチングなど、農用地等の集約・集積を進める知事が指定した公的機関です。市の広報でも定期的に紹介しております。イラストにありますとおり、サポートセンターが農地を貸したい方と借りた方の間に入り交渉やマッチングを行うことで、農地の有効活用を促進しています。

次、4番目の先進地事例についてでございます。

7ページから、資料4をご覧ください。大阪府箕面市における農業公社の取組について調査しました。箕面市では、平成26年度に一般社団法人箕面市農業公社を設立され、耕作できない農地を公社が借り受け、学校給食用に野菜を栽培し、地産地消の取組をされています。令和6年度現在で約1.4ヘクタールの農地を管理されています。

8ページをご覧ください。箕面市の農地面積は15年間で約25%の減少をしている状況です。

次に、9ページをご覧ください。農業者のお悩みとして、野菜を作っても売り先がない、売れない、また、高齢者で耕作できない、後継者がいない、安心して任せられる貸手がないということから、学校給食という地域最大のマーケットを販路にして農地を借り受ける箕面市農業公社を設立されました。

10ページをご覧ください。生産から流通までを一元化するため、農業委員会に学校給食を組み込んで併任する組織とされています。

11ページをご覧ください。事業の全体像として、1つ目に箕面市農業委員会で農地所有者の遊休農地相談を受け、2番目に利用権設定をします。箕面市農業公社は保全委託契約に基づき、3番目の野菜の栽培保全をして、4番目の学校給食に出荷し、5番目の売上げが公社に入ることになっています。

12ページをご覧ください。法人組織についてですが、代表理事は副市長、理事は農業委員会会長、監事は会計管理者となっています。

13ページをご覧ください。公社としての事業は大きく2つあり、市内農家さんの野菜を学校給食へ流通させる物流の事業と、担い手のいない農地で野菜の生産を行う耕作の事業があります。遊休農地の解消、新規就農者の育成、地産地消の取組等、一定の成果を上げておられることが確認できました。

14ページをご覧ください。一方で、経営的課題が明確になっており、葛城市の約4分の1の農地面積である箕面市において、交付金収入と市からの借入金を除いた実質の収支は年間1,000万程度の赤字となっております。

まとめとしまして、葛城市における農地の有効活用については今後も検討が必要です。今回、先進地事例として調査した箕面市の農業公社の取組は、資金面での課題はあるものの、一定の成果が認められるものでした。位置的条件のほか様々な条件が異なるため箕面市の取組をそのまま当市に当てはめることはできませんが、1つの参考として今後の取組方針に反映させていきたいと考えているところです。

以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 1つだけ質問させていただきます。解決策として具体的に公社の先進事例、紹介されました。具体的などころでは、これの検討をしてみたいということなんですが、そこで質問なんですが、この箕面市農業公社の資料の14ページ、これまでの決算のところです。結局、実質の収支がどんどん悪くなっている。特に収入が平成27年から令和3年にかけて落ちてきているという、こういう結果になります。公社制度というのは、いわゆる民営化の中で、ありとあらゆる公社を民営化していっていると。つまり公社というのは、場合によっては非常に不効率になると。それが最終的に財政負担が市のほうに回ってくるということが、国の場合はいろいろ国の赤字ということを減らす中で、公社が全て民営化されていったことがあるんですが、今回、私、農業公社というのは面白い取組だなと思うんですが、この経営の見通しが、今14ページを見ると、収入も非常に落ちて実質収支がこうなってくると、結局行政におんぶにだっこで、要はインセンティブが働かない公社の悪い面が出てきているのかなというふうに思わざるを得ないんですね。だから、ここら辺どういうふうにお考えなのか、今後の検討課題の中でどういうふうにお考えなのかお聞かせ願いたいんです。

吉村委員長 これについて経営課題ですね。特にこうやって見ましたら、年間の決算収支を見ると、

特に令和以降、拡大しているようにも見えますけど。

阿古市長。

阿古市長 今回上げさせていただいたのは、行政内部で検討しているという課題といいですか、ここ数年検討してきたんですけども、次年度のほうで調査案件として予算を計上する可能性が高いものですから、それで今回の調査案件の中で紹介をさせていただきました。公社という形態を探し出してきたんですけども、根本的な考え方は、耕作放棄地が増えていく中で、その農地としての管理をどうしていくのかということやと思っております。民間でやればいいというのが一番なんですけども、民間でやれないから実際には遊休地なり放棄地が出てきますので、ですから行政が関わるべき状況に来ていると。特に山麓エリアの高齢者の問題、それに伴う農業従事者の問題、今は平たん部でもそのような状況が見えておりますので、今、山のほうの木の管理のほうは、民間から行政のほうにその責任が移管されてきております。ですので、それに先立った農業という感覚のものも、そのような時期に近づいているのだなということをここ数年検討してまいりました。いよいよ具体的な策を講じたいと感じております。

必ずしも公社を最終目的にしておるわけではございません。第三セクもあるでしょうし、その受皿の企業もあるかもわかりません。幅広く検討をしたいと考えております。そして農地の利用につきましても、それをそのまま農産物の生産に使うのか、もしくは違う目的に使えるのかも含めまして、将来的に食糧難の時代が来たときに、農地として活用できるような農地管理をしていくという前提に立った幅広い中での政策を考えたいと思っております。

あくまで今回出しているのは、こういう事例がありましたよという1つの紹介でございますので、そのことにつきまして、これが赤字になる、黒字になるというような話とはまた別のことになると思うんですけども、行政が踏み込むということは、今まで現地に対していろんな補助金という形で農水省のほうから出ているものが多いんですけど、それをそういう形態ではなくて直接管理するというのも1つの税金の使い方としてはありなのではないのかというところが原点から始まったことですので、来年度1年間いろんな検討を重ねてというスケジュールを考えておるといふところでの紹介だにご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。積極的な農業施策として検討していくということで、大変期待したいと思います。その上で先ほど申し上げましたように、いろんな形態を探っていくということですから、これについてはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、1点、現在水田の管理については請負で手広くやっておられる方がおられます。だから、こうしたことに行政が踏み込む場合は、民間事業者で、一方、同じようなことで手広く、10町、20町持って、そういうふうなことでやっておられる方もおられるので、そこら辺の折り合いも含めて、調整も含めて、そういう視野で、行政が僕は携わっていくのはいいことだと思いますので、ぜひいろいろ検討していただけたらと思います。

吉村委員長 ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 大変農業環境が非常にここ数年悪くなっているというのは、ウクライナのロシアのそれから後で、結局、肥料が暴騰したと。ところが、昨年まで米の売出価格が安いままであったと。そういうふうな条件も含めて非常に農業の離散化が進んでいるというのも事実やと思う。今年の農協の買上げ価格が非常に金額的に上がったというのは事実、その価格が上がることによって生産意欲は膨らんでくるんやろうと思いますが、ただ、現状では農業したらするほど赤字になるという状況の中で、結局、離農地が増えていっていると。現時点は葛城市だけ違って、全国的にそれがあると。その反動として、今年の夏頃からの米不足ということが起こってきたというのも、生産者が赤字になりや、できるだけ、今、谷原さんおっしゃったように、20町とか借っている人でも、作りや作るほど損するから、できるだけ借っている分が減らそうと。そうなれば余計生産する人が、代わりに農地を借って生産してもらっている人も減ると。その辺で結局、農業自身が、全然知らない方から言われたら、米ができたとき米を売ったらもうかるがなというふうなことを言わはるわけ。ところが、米を作るのに原価がほんまにもっとかかったのに、売ったら収入やみたいなの、それが消費者の考え方ですわ。

本来、農業というのは業として考えたら、ある程度、パートやアルバイトを雇っても業になり得ねばならないけど、実際、耕作している結局人自身が、毎年いろんな形で赤字になっているというのは今までの現状。ただ、その辺の現状で、やはり国としても食糧安全保障という面で、ほんまにもっと真剣に農業について力を入れてもらわなあかんと。まだ葛城市の場合、水田、田んぼに対して大和平野の賦課金の3分の1ですね、市が補てんしていると。まだその辺からいったら、国がやっているより葛城市が農家のために、これは何十年も、もともと當麻町の、もともと新庄町もそういうふうに、農業ってもうかってないと、弱い産業やから何ぼか手助けしたらなあかんわいう考え方で合併した後も続けてやってもらっていると。これは農家にとっては非常に助かっている部分があると。そやから、今までからやってもらっている市としての政策、できればもうちょっとずつでも農業をする意欲を湧くように、何なりの形で補助する考え方をしてもらわなん時代になっているんじゃないかなと。農業はすればするほど赤字になるというのは今日までの状況やと。ほんで遊休地をどないかしようとかいいうことで、農業委員会も一生懸命遊休地のところ、農業委員さん、また補助員さんも含めて、水稻を植えたり餅米を植えたりして農業をできるような、また、できにくいところでもできるような努力をされているということで、その努力に対しては私も評価するし、まだまだできることなら努力してもらいたいなと希望しておりますが、その辺の根本的なところを皆さん方でいろんな方法を考えていったらどうかなと私は思っております。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 農業委員会での遊休農地対策、非常にすばらしい活動やなとかねがね現場も見させていただいて、機動力といいますか、非常に高性能機械を使って、農業委員さんの協力によって取り組まれているというのは、非常に頭の下がる思いです。私の前職は、奈良県担い手・遊休

農地対策室室長という経歴で、奈良県中の遊休農地をどないしようどという、県と、それから農業会議と三位一体になってチームを組んでやっていたんですけども、成果としては、地域の農地は地域で守るという理念の下に、集落営農活動の支援を別件農協がやって、それなりに各地でそういう取組で成果を上げたというところまではやったんです。私がやっていた後にこのサポートセンターができて、県下の遊休農地仲介をやるということでスタートされたんですけど、ほぼほぼ機能してないと。何でかという、県レベルネットワークで点在している遊休農地をつないで、トラックに乗って30分かけてこっちの田んぼ、30分かけてこっちという、非常にまとまりのない農地がばらばらと点在して申込みがあったということで、なかなか今も苦労されているというのは聞いています。

今ご紹介あった箕面市の取組、これは行政が農業公社を、明日香村も農業公社をつくられて非常に成果を上げられている。成果を上げられているけども、あれ、何やねんと言うたら、イチゴ農家のビニールハウス、これを設備投資の段階で村が投資支援をして、イチゴハウスを経営されたところに観光客を放り込んでという仲介作業をされた。これは非常にうまくいったという事例ですけども、ここはキャベツを作って、そのキャベツを給食に持っていこうという、例えばですよ、これは非常にしんどい。1.4ヘクタールですか、この面積をこれを臨時雇用等々を入れられていると思うんですけども、見ると1,000万の売上げに対して支出が1,900万、何という経営されてんのかなって、失礼な表現ですけど。これが先ほど西井委員が言っておられた農業の実態なんかな。これは給食センターに条件付で供給されているんで1,000万の売上げにしかならんか。左を見たら、1,500万とか2,400万と。要するに、給食センターのコストを下げるために、両方あると思うんですよ。給食センターの負担を軽減するために安い農産物を公社で供給されたという考え方も私はあると思うんです。柴田議員が先におっしゃられていたオーガニックとかをここでやったらいいんですよ。ところが、恐らくこの1,900万のコストが3,800万になる可能性は十分ある。損してでも給食にそういうオーガニック農産物をする方向で公社ができるかどうか。私はできると思います。できると思いますというのは、収入である1,000万を1,900万まで上げたらええ。値段を上げたらええということです。そういうことができるのか。いやいや、給食のために赤字こいても、市としてこういう公社を育てようというのであれば、相当のやっぱり予算化、支援体制もです、それから雇用もしっかりと持ってこなあかのちゃんかなというふうに感じました。農業の経営というのはそんなもんか、西井議員おっしゃるとおり大変厳しい。ただし、ある私の近く、私の地元、営農組合は黒字経営で5.6ヘクタールの水稻栽培をやっています、黒でございませう。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 昨日も市長のほうからすごく前向きなご答弁いただいて、私も来年度からの地域農業の動きにすごく期待しているところなんですけれども、まず経営が難しいというのもあるんですけど、担い手不足というのがやっぱり一番あるのかなというふうに思っているんですが、

その辺りのところは、行政が直接管理する方向で今動かれようとしているんですけど、その担い手不足に関してどういうふうに考えていらっしゃるかというのを聞かせてください。

(発言する者あり)

吉村委員長 これは有効活用やからな。

柴田副委員長 じゃあ、ちょっと話が違いかもわからないんですけど、私がそこに焦点を当ててしまったのは、常に聞いているのが、課題として農業を進めるに当たって担い手不足がそこにあるということで、有効に活用されるためには人は必要じゃないかなという発想で質問してしまっただけですけども、意見として、担い手不足のこともあるので、その農地活用の中に、今スマート農業とかも言われていますので、そういった先進的な技術も取り入れながら、そういうことを進めていっていただきたいなというふうに意見だけ述べさせていただきます。

吉村委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 資料の1の2ページのやつなんですけど、遊休農地がかなり増えているということなんですけど、農地はいろいろありますやんか。農業振興地域の中で、例えば葛城市で言うたら、生産緑地については合併があれやったからまだ、ほかの市町は解除されているところも多いんですけど、その辺ってこの遊休農地の割合というか、絶対一種農地やったら農地をくっとうせんと、ほかに転用することもなかなかできひんと思うんですけど、そういう割合というのが調べられているんですかね、この遊休農地の中で。

吉村委員長 その割合ですよ。調査についてですね。

植田部長。

植田産業観光部長 遊休農地ですけども、総計の面積というのは調べているんですが、一種農地とか農用地とか、そういう縛りでは今のところ集計はいたしておらない状況でございます。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 というのが、いろいろ今公社をつくるとか、もちろんそれは農業を推進していく取組やと思うんですけど、ほかの可能性もあるんじゃないかなと。遊休農地の利用の活用の方法というのもあるんじゃないかなというところを模索もしていかなんのかなと思う。

吉村委員長 そうですね。それも先ほど言及、市長の。

西川委員 先ほど市長も言わはったんで、そやからその辺も、ここではこれができる、この農地ではこれができるとか、もちろん生産緑地なんか市街化区域なんで、そういうのはもちろん何かできるんでしょうけど、そういうすみ分けが一種農地、二種農地、三種農地でも違ってくるんちゃうかなと思うんです。そやから、その辺も含めて考えていただけたらなというところで意見として、割合を調べといてもらったほうがいいんじゃないかなと思います。

吉村委員長 じゃ、よろしく願いをします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

次まで行ってしまいます。次に、2、尺土駅前周辺整備事業についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より説明願います。

安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

尺土駅前周辺事業に関する事項について報告させていただきます。

令和5年6月29日付で、近畿日本鉄道株式会社と構外エレベーター設置の工事委託事業に係る協定書を交わし、施工となっております工事が竣工となりますので、その事業を中心に、担当課長より説明させていただきます。

吉村委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、最初に配付させていただきました尺土駅前整備事業の資料を基に説明させていただきますので、まずはご覧ください。

現在、工事のほうはほぼ終わっております。今月、12月19日に竣工検査を予定しております。そして、まず位置図のほうでいきますと、赤色で③番、④番に矢印が入っております。それと、あわせまして対応する写真が右下段、そして中央下でございます。既に歩道のほうにつきましては通行が可能となっております。先般の委員会でもご説明させていただきました安全対策としまして、この赤色の棒のようなものがポストコーンというんですけども、こちらのほうを設置させていただいております。

エレベーターにつきまして、現在の利用状況について報告させていただきます。直近の数字で把握しているものでございましては、令和6年10月8日から11月8日の1か月間、このエレベーターの起動回数ですね、乗っている人数はさすがに分らないんですけど、動いている回数ですね、これは把握できますので、起動回数はこの1か月で6,948回動いております。1日平均で言いますと231回、上行く、下行くもあるんですけども、平均としまして231回という結果の報告を受けており、また、利用者のほうからも、エレベーターが設置されてありがたいという喜びの声のほうもいただいております。

続きまして、歩行者の安全対策について説明させていただきます。位置図につきましては、先ほどの③番、そして、その左のほうへ行っていただきますと赤の②番ございまして、その間に青色で破線のほうを入れております。こちらのほうが今回のエレベーターに伴いまして一時通行禁止になっておりました区域でございますが、こちらのほうは現在、通行のほうができるようになっております。従前からこの委員会でも度々議論になっております通学路につきましては、この完成を受けまして、現在、学校教育課、そして地元尺土区、磐城小学校、そちらと協議をし、今後どのようにしていくかを検討しているところでございます。

最後になりますが、今後の予定でございます。位置図で言いますと①という数字が書いている部分の横に、ピンク色で橋という文字を囲っております。そしてその周りを紫色で囲っております。こちらのほうが、現在橋は完成しております。その橋の左右ですね、方角でいうと西東になる部分、こちらの部分の取り合い工事、ここの道路を広げるという、きれいにしていくということを考えており、その次としまして、用地買収が進んでいるところを順次施工していくという計画を持っております。

以上です。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

質問をしたいので、暫時、副委員長と交代します。

(正副委員長交代)

柴田副委員長 それでは、委員長に代わり、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員長 それでは、2つ質問をいたします。両方とも市民の方から聞いている話です。結構このエレベーターがついたことにつきましては、多くの市民が歓迎の声をいただいています、初乗り報告を私、何度も受けておまして、「乗ってきた」とか「よかった」とか、そういう話を受けております。その中で複数の市民の方から質問をいただいているのが2つありますので、それをお伺いいたします。

1つが、まず私、一般質問でエレベーターの設置のことをお願いをしていたときに、駅構内のエレベーターと同じシースルー型のエレベーターだと、幅も約2メートルで狭くていけて、それから向こうのほうも見通せるので安全ではないかというような質問をしていたんですが、そのことも頭に置いておられる市民の方が何人かいらっしゃいまして、今回シースルーじゃない、結構躯体も大きなエレベーターが設置されていると。窓もないので、窓とかそういうふうなものがあつたほうがいいんじゃないかというふうなご意見も市民の方からいただいているんですが、現状のようなことになった理由ですよね、これについてお伺いを1つ目いたします。

それからもう一つ、これもよく聞くんですが、2階から今デッキが、将来的にはロータリーのほうに歩道橋を架けられるような設計になっているということについては承知しておるんですが、そこが暫定的ということで、柵が今してあるんですが、その柵が怖いといえますか落ちそうやとか、それから下がちょうど地下道が真下に見えますので、そのことについて危惧する声も何人かいただいております、この辺についての安全対策ですね、これについてどのようにお考えかお伺いいたします。

柴田副委員長 西川建設課長。

西川建設課長 ただいま吉村委員の質問に対してご説明させていただきます。

まず、エレベーターのシースルーでございますよね。そちらにつきましては今後、駅舎との、先ほど委員のほうからもお話がありました歩道橋との設置のことも踏まえまして、それと、あと、いろいろシースルーのメリットあればデメリットもございます。もちろん、例えば2階に上がるからスカートの下が見えとかいろんなことも考えられますので、総合的に判断したということでご理解のほうをお願いしたいです。

2階の安全性でございます。こちらにつきましては、こちら先ほどの歩道橋ですね、今後つくということで空いております、今回ここに安全性のために壁をすると、また設計も変わってきます。そういうことで、現在、防護柵をつけさせていただいております、防護柵といいますのも、こちらのほうも国の安全基準、国土交通省が出しておりますその設置基

準に基づきまして設置をしているものでございまして、動線につきましてもエレベーターの乗り降りをする方につきましては、多分、一般的には最短コースを歩かれますし、また、視覚障がい者の方につきましても点字ブロックを入れておりますので、誘導のほうはでき、こちらのほうに直接飛び込むようなことはないと考えております。防護柵ですね、先が見えてますんで、下に転落するという視覚的な危なさというのも訴えているので、あえてそういう形で設置のほうをしているということで、ご理解のほうお願いいたします。

以上でございます。

柴田副委員長 吉村委員。

吉村委員長 先ほどの説明だと、駅構内はシースルー型のエレベーターが設置されていますので、こちらのほうはちゃんと運用されているんで、同じようなものをして問題ないかなというふうに思うんですけど、いわゆる耐久性のことを考えましたら、シースルーよりも今の形のほうがいいというふうなことで、これについては承知をいたしました。

それから、あと、安全対策につきましてはきちっと基準にのっとって、これ、当然のことかなと思いますが、やはり複数の方から、ぱんと乗り越えられるような心配もあるとか、そういうふうな危惧する声はいただいておりますので、そのことは今この場でお届けしまして、また再検討、より安全な感じになるように、利用する市民の方が怖い思いをされないように、また検討していただくように要望しておきたいと思います。

以上です。

柴田副委員長 ここで、吉村委員長と職務を交代します。

(正副委員長交代)

吉村委員長 ほかに質問等。

増田委員。

増田委員 今のエレベーターのところですけども、私、あこ、現場を見させていただいて、今の安全確保というのんと、もう一方で、豪雨、吹き降りですね、結構高いところにあんだけの窓が開いて通路になっているんで、雨のときの吹き込み、結構私、あると思うんですよ。現場、そういうときに雨対策、必要じゃないかなと思うんで、一度雨のときに見てください。私は要と思います。

それから、2点目につきましては、③と④の地図のところですよ。今後の工事としては、①の葛下川の橋周辺ですね。ここの道路拡幅といいますか、真っすぐ通してもらおうというのが一番言えると思います。ただ、ほんたら、③、④のこの付近どうやねんと。私はまず気になった点、④の電柱の左に1台車が止まっています。これは車を止める場所として認められるのか、ここは駐停車禁止というエリアなのか、それをお聞かせください。非常にここに止まって、送迎に利用されている車が多くございますので、きちっとやっとかんなんのかなというふうに思います。

それともう一つは、この④の電柱、真ん中やや右の電柱、コーンのところにある電柱ですね。この電柱があるからこのコーンを設置されてんのかなと。逆に言うと、この電柱も葛下川からずっとこの電柱立っているんですけど、北側に移設をされたら、この車が止まってい

る付近がすごくしぼまれて、車1台通れるぐらい、擦れ違いは無理というスペースがもうちょっと、③の写真ですよね。塀の右側のこのぐっとしぼまれているところがもうちょっと緩く解放されるのかなというふうに思うんですけども、この電柱、コーンは、今後長期にわたってこういう状態を続けられんのか、途中改善も検討されてんのか、お聞きをします。

柴田副委員長 西川建設課長。

西川建設課長 ただいま増田委員の質問に対してご説明させていただきます。

1 番目の雨の場合、こちらのほう、またうちのほうで確認させていただきます。

2 番目の車が止まっている位置の考え方でございます。こちらのほうは駐車禁止区域となっております。

3 番目の電柱の件につきましては、今回の葛下川の工事ですね、ここに付帯することは、電柱の場合、電線と電線の距離とかございますので、葛下川の工事とは一緒にできないものの、その次の段階、駅前の暫定的な迂回路を造る工事、この際ですね、この次のステップ、葛下川の次のステップの工事の際に電柱の移設は考えております。

以上でございます。

吉村委員長 令和8年度ですね。

増田委員。

増田委員 承知しました。ありがとうございます。

吉村委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 報告のほうありがとうございます。エレベーターもついて、利用者の方、喜んでおられるんかなと思うんですけども、ほんで、いろいろ出していただいておりますけど、結局、全体はいつになるんですかと。ほんで今事業認定もどこまで進んでんのかという報告もやっぱりしてもらわなあかんし、阿古市長、やっぱり今令和6年度でしょう。7年、8年、この3期目にどこまでできんねんというところも、ちゃんとこういうところで報告してもらわんと僕はあかんと思うんですよ。この尺土駅、こんな悠長なことしてたらあかんのですよ、言うたらね。そやからその辺は、こんなんします、橋はこうします、エレベーターは今こうやって使われています、電信柱はここ危ないからこれします、そんなんは、いいですよ、それもやっていかんなんことやけど、結局どうなんですかというところを聞きたいんですよ、そこは。今、どう進んでいますか。

吉村委員長 それについての見通しを再度確認を。

西川課長。

西川建設課長 ただいま西川委員の質問に対し、ご説明のほうをさせていただきます。

まず、いつ完成するかということにつきましては、申し訳ないですが、ここで明言することができないということで、それについて2点の問題点がございまして。過去からも交付金のほうで、うち、活用させていただいておりますので、交付金が100%つけば、それなりのスピード感を持ってまずできるというのと、もう一点が確かにおっしゃるとおり、あと残り1件の交渉が難航しているというこの2つの問題点を抱えております。後者の事業認定のこと

につきましては、認定庁が県になりますので、県のほうと協議している。ただ、この場で詳細なことは言えないのが申し訳ないところでございますが、必ずこういうケースの場合、裁判のほうへ発展します。その際に必ず認定庁としても勝訴するという見込みがないと、その申請書類のほうは受付ができないというのが流れとなっております。その中で補正というのが何度も再三行われているのが現状でございます。1つクリアしても、それに関する付随のことでまた違う点が出てきて、なかなか今ここでいつにできるという、事業認定についてもできるという明言ができないということで、お許しのほうをお願いいたします。

以上でございます。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 明言ができないというのは、裁判とかそういうところにも発展していく可能性もあるということであって、こういうところでできひんと思うんですけど、やっぱりずっとこんなずるずるいつてたらあかんのですよ。阿古市長3期目なんです、これね。尺土駅前、これ、合併特例債をやっても、これも言うたら期限も切れたわけですよ、言うたらね。ほんたら、市の重要施策じゃないですか、尺土駅前と言うたら。ここについてはほんまにスピード感を持って、この言葉じゃなくてもはよしてほしい。そやから、やっぱりそこはこれからは厳しい目で見えていきたいなと思うんです。事業認定は、県が認定者やからどうのこうのとか、そんなもつと働きかけるところはいっぱいあると思いますわ。そやから、その辺は考えていただきたいし、僕、これ、ほんまにはよ進んでほしいから、みんな期待したはる人多いんです。ほんであこの道路、真ん中、大きい、今まだ都市計画道路にもなってないけど、やっぱり新庄、當麻、その真ん中をつなぐ道路ね、これはこの駅前ありきなんやから。そやから、それは強くやっていかなあかんのちゃうかなと思うんで、阿古市長、その辺の、何回も言うてくれたはるんやけど、どないですやろ、その辺は。

吉村委員長 阿古市長、答弁を求めます。

阿古市長。

阿古市長 何度もご指摘をいただいているのはよく存じ上げております。努力するとしか言いようがございませんので、まず相手との交渉が第一になります。その次には事業認定の話という手順になっております。

以上でございます。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 努力していきましょうね、ほんまに。ほんまに市民の人らがみんな望んでいることなんですし、これはもうちょっと進めていきましょう。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時40分から会議を再開いたします。

休 憩 午後0時21分

再 開 午後１時４０分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、３、デジタル田園都市国家構想交付金事業の効果検証についてを議題といたします。
本件につきまして、理事者より報告願います。

西川企画政策課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和５年度から実施しておりますデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業である、葛城インターチェンジ周辺エリアを軸とした観光産業創出事業における令和５年度の効果検証について説明させていただきます。

まず、今回の効果検証につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱の第11、効果の検証に記載されております。本交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、事業、又は整備対象施設の利活用方策の実施状況に関する指標、重要業績評価指標なんですけども、これを設定の上、その達成状況について、原則、毎年度検証するよう努めるものとして規定されていることから、今回報告を行うものです。

それでは、資料の１ページをご覧ください。令和５年度より実施しました葛城インターチェンジ周辺エリアを軸とした観光産業創出事業の事業計画期間は、令和５年度から令和７年度の３年間で、期間中の総事業費は6,975万6,000円となっております。事業目的及び効果につきましては、奈良県西の玄関口として相撲を軸とした葛城ブランドの確立及び観光情報の発信拠点化、南阪奈道路の葛城インターチェンジエリアを中心としたにぎわいの創出及び宿泊施設の誘致による滞在型観光促進、唯一性の高い相撲発祥の地をキーとして、相撲に関連したイベントを通じた地域内外へのPRによる地域への浸透、食の観点から相撲に関連したイベントの実施、商品の開発など、観光消費額を押し上げるための施策展開を目的に実施しております。

令和５年度における実績額につきましては、交付対象事業費が3,811万9,555円、うち、交付金充当額が1,905万9,778円となっており、事業概要及び実績額につきましては、ちゃんこ鍋コンテスト等相撲に関連したイベントの実施に要した経費が378万7,909円、道の駅のさらなる誘客促進を目的に、隣接するしあわせの森公園展望広場の景観を活用したイベント、教室の実施に要した経費が22万3,120円、宿泊可能性調査に要した費用が375万1,000円、葛城市の観光情報に特化した多言語対応観光サイトの構築に要した経費が533万4,000円、道の駅の来客を観光に結びつけるためのツールとして、道の駅かつらぎ観光インフォメーションにデジタルサイネージの導入に要した経費が522万3,526円、ナイトタイム観光の推進を目的とししあわせの森公園フットライトの整備に要した経費が1,980万円となっております。

これらの事業を実施していく上での重要業績評価指標、KPIにつきましては、４つの指標の設定を行いました。１つ目は道の駅かつらぎ売上額、２つ目は観光インフォメーション利用者数、３つ目は相撲発祥の地の認知割合、４つ目は市内飲食店従業員新規雇用者数を設定しました。それぞれの事業開始前の数値、令和５年度目標値、最終目標値につきましては、記載しているとおりです。

次に、資料の2ページをご覧ください。先ほど説明いたしましたそれぞれの重要業績評価指標について、外部有識者からの評価をいただいております。こちらの外部評価者ですが、お一人は西宮原法律事務所弁護士、竹橋正明様、もうお一人が吉永公認会計士・税理士事務所、公認会計士・税理士の吉永徳好様にご依頼し、ご評価いただきました。計画時に設定した4つの重要業績評価指標について、令和5年度の実績値は全ての指標で令和5年度の目標値を上回っております。有識者による外部評価につきましては、記載のとおりとなっております。

これらを踏まえまして、今後の方針としましては、一定の効果が見られるため継続して事業に取り組む。具体的には、令和5年度に実施したちゃんこ鍋コンテストを強化し、優秀作品の商品化や、他市とも連携して相撲発祥の地の周知を図る、商品化に当たっては地元食材を取り入れることで市内の農業収入の向上につなげたいと考えております。

説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。
増田委員。

増田委員 道の駅の売上げを1つの目標値として挙げられております。12億3,700万が最終目標値であるということで、5年度は12億5,500万であったと、こういうご報告でございました。当初の道の駅の事業計画、目標かな、それとの差というのはあるんですかね。そもそも道の駅をつくるときに設定された売上目標との相違は当然あると思うんですよ。新たにデジタル田園都市国家構想交付金によって活性化を促そうという計画でございますので、それよりバージョンアップして当初の目標よりもっと上げるんだと。何もこういうことをせんでも、当初から12億5,000万という目標があったんやったら、この事業目的って何だったんだとなっちゃうんで。当初の分かりますでしょうか。私、記憶にない。

吉村委員長 当初の金額ですよ。これについてすぐに答えられますでしょうか。調べるのであればその旨。市長……。どなたか立ってご答弁願います。
阿古市長。

阿古市長 当初の計画ですので、約9年ほど前になります。売場面積から換算してのたしかコンサルの数字であったように記憶しているんですけども、数字のことなんで、記憶の中には実はどれぐらいというのはあるんですけども違うといけませんので、そちらのほうはまた調べさせていただいての返答になると思います。

増田委員 お願いします。

吉村委員長 増田委員、それでよろしいですか。
ほかにございませんでしょうか。
谷原委員。

谷原委員 3点お聞きします。1点目は、目的のところの食の視点から相撲に関連したイベントの実施を行って商品開発などの観光消費額を押し上げるための施策ということで、そのために主な経費の中にも、ちゃんこ鍋コンテストのイベント関連費についてもこれだけの金額が計上されているということですが、この波及効果です。これが一体どのように実際にKPIでも

見積もっておられるのか。これまでもやっておられますから、実際に例えばちゃんこ鍋をメインにしたお店が増えたとか、市内の店舗でちゃんこ鍋のそういういろんな取組が始まったとか、何かあれば教えてください。

それから2つ目ですけど、ナイトタイム観光の推進を目的としたしあわせの森公園フットライト整備とあります。このナイトタイム観光ということについて、具体的にどういうことを考えておられるのか。ただ、あっこへ上がって下るだけなのか。当初はナイト観光やからお酒も提供して云々かんぬんがあったので、こちら辺はどういう事業の目的でこのナイトタイム観光の推進というのを考えておられるのか、これをお聞きします。

それから3つ目ですけど、K P I のところで、先ほどありました道の駅かつらぎの売上額がK P I の1つの目標数値になっているんですが、確かに売上高も大事ですが、例えばこの事業目的として、地域の産業の活性化ということで地域経済の波及効果ということがあると思うんですが、例えば葛城市内の農家さんの出荷額、つまりこれはどれぐらいになっているのかとか、葛城市内の事業者さんの売上高とか、これがどうなっているのか。これはK P Iの中にはそういう指標目標を設けていませんということかもわかりませんが、売上高、売上高でいくと、当初のこの施設の目的ですか、社会資本整備計画の中の国の補助金事業としてやっていますから、ここでは取り上げてないということなのかもわかりませんので、とりあえず……。

吉村委員長 考え方を聞くという。もしあれだったら考え方を、3つ目の質問については、市としての地域経済の波及効果について考え方を伺いできたらなと思います。

増田商工観光プロモーション課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの1つ目の質問でございます。けはやちゃんこ鍋コンテストにつきましては、食という切り口から相撲発祥の地葛城のPRということで取り組んでいるところでございます。効果といたしましては、K P Iのほうの4つ目にもございますように、市内の飲食店のほう、目標の従業員新規雇用者数ということで5名と挙げさせていただきます。実際のところ、当初はゼロでした。現在、寺口のほうにちゃんこ屋さんのほう、1店オープンされております。それと、そこから独立されて今、北花内のほう、今年の11月でしたかね、オープンされています。そちらも居酒屋なんですけども、ちゃんこ鍋のほうを取り扱っているということでございます。

以上です。

吉村委員長 竹本都市計画課長。

竹本都市計画課長 都市計画課の竹本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員さんの2点目のナイトタイム観光の考え方ということですねやけど、こちらにつきましては道の駅かつらぎ、葛城インターエリア周辺並びに社会教育センター等の全体の構想の中で宿泊施設の誘致を踏まえて、そういった夜間の来場者も踏まえた中で、それを視野に入れた中でのということでの整備として考えているところです。

以上です。

吉村委員長 西川企画政策課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

K P I の設定なんですけども、これはそもそも事業計画を申請するときに国のほうで今この4つの指標でということですので、そういうところは取り上げていないということです。

吉村委員長 増田課長、補足ですね。

増田商工観光プロモーション課長 3つ目の質問でございます。地域経済への波及効果ということで、ちゃんこ鍋コンテストの優秀作品につきましては、商品開発ということで、スープ等試作を今年度しております。あと、また1回目のコンテストにつきましては、地元の食材等を使ったということで募集のほうもさせていただきましたんで、効果はあったのかと思っております。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。1つは食の観点からということで、これは意見だけとなるんですけども、例えばいろんな観光を地域おこしでやっている場合、例えば淡路島だったら生シラス、その時期になるといろんなお店で店独自の生シラス丼というのを出しています。例えば日生町やったらカキが名物ですので、カキを使ったお好み焼き、カキオコでまちおこしいうことで、いろんなお店がそれものぼりを立ててやってある。丹波篠山市に行くと黒豆。黒豆ということで黒豆のいろんなお菓子とか使ったものを、だから、そういう市内の食のお店にそういう企画商品をやってもらったら、のぼりでですね、ほんなら、雰囲気が変わるわけですよ、宣伝も含めて。そういうプロモーションをぜひ、どうせやるんだから、ちゃんこ鍋でやるんだから、そういうことを考えていただいて盛り上げていただいたらと、これは意見として申し上げます。

ナイトタイム観光は分かりました、要は宿泊施設を誘致した上でのナイトタイム観光ということで、分かりました。

あと、K P I につきましても了解しました。ただ、だから話が別のところでまたこれは議論になるので、K P I としてはその指標でやっているということ。

以上です。

吉村委員長 分かりました。

ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 ちゃんこ鍋コンテストなんですけど、ここの資料2ページの今後の方針に、有識者の方2人、外部評価もいただいていて、方針としては令和5年度に実施したちゃんこ鍋コンテストを強化していくというふうになっているんですけど、また今年度もしていただけるんかどうかというところですよ、これはね。僕、ちょっと聞いてんねんけど、道の駅のほう、ここで、葛城インターチェンジ周辺エリアでは今回はしないんですかね。うわさでは聞いたん

ですけど。そやから、その辺強化するって言うてんねんから、何かしらこの道の駅のほう、葛城インターチェンジエリア周辺のところで何か、まだそのちゃんこ鍋コンテストの強化する施策というところというのは今年度には何かあるのかなというところは聞きたいなと思っているんです。

吉村委員長 これについてはどうでしょうか。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田です。どうぞよろしくお願いいたしますします。

ただいまの西川委員からのご質問でございますが、今年度につきましても、第2回けはやちゃんこ鍋コンテスト、開催させていただきます。来年2月23日で、場所につきましては當麻庁舎周辺で今回は予定しております。5年度の事業、確かに道の駅かつらぎでさせていただいたんですけれども、広域的に葛城市内いろいろなところで相撲のPRをさせていただきたいというところもございます、今年度に関しましては、相撲館のほうでもけはやまつり、同日開催させていただきますので、その兼ね合いもありまして、今年度はそちらでさせていただきます。

以上です。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 そうですね。満遍なく、相撲館もありますし、それは分かります。令和5年度は花火大会と一緒に、昼間はそういうちゃんこコンテストもあって、夜は花火を見て楽しんでいただける、1日をずっと通してやられたええ事業やったんちゃうかなと思っているんです。そやから、今年も僕、それを期待していたんです。けど、聞いたら、来年になるのかな、3月までにはやるということで、けはやまつりと一緒にやる。これもけはやまつりと一緒にやって相乗効果を出せていけたらいいんちゃうかなとも思いますし、インターチェンジエリア周辺というのを観光の拠点にしていくところがありますので、やっぱりあそこでもちゃんこ、インターチェンジへ行ったらちゃんこが何かあるみたいな、そういうのを強化、谷原さんも言わはったようにのぼりが立っているとか、ほんで、各飲食店が競ってちゃんこ鍋を、自分のとこ独自のちゃんこ鍋を提供するとか、そういうふうな機運に持っていけたらいいんちゃうかなというところもあるんで。ぜひとも期待するところでございます。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 これ、タイトルは葛城インター周辺エリアって書いているんですよ。今ご説明いただきましたいろんな取組というのは、道の駅のインフォメーションであったりちゃんこ屋であったりという。そもそも論からいくと、葛城インター周辺エリア、周辺エリアという範囲ですね、どのぐらいのエリアを想定してこの地域の観光振興ということを想定しておられるのか。恐らく1キロという1つの範囲の中で、いろんな制限をある程度考慮していただける範囲が1キロなんかなというふうに思うんですけども、どの辺を指すのか。周辺エリアという

もののイメージだけでもお聞きをしたいなというのと、道の駅に関しては隣接するしあわせの森、実はその間にある障害物じゃないですけども、多目的広場というのが置いてきぼりになって、しあわせの森にいろんなフットライト観光とかということ、ナイト観光とか、つながらないんですよね、道の駅からね。この間のどうするんだいと、どういう活用があるのかなというのが教えていただきたい。ないのであればない、あるのであればどうということを考えておられる。一番身近なところの不整備部分といいますか、未着手部分かなというふうに思うんで、考え方だけでもお聞きをさせていただきたい。

吉村委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

まず、エリアの範囲につきましては、道の駅及び社会教育センター周辺の地区、もちろんしあわせの森公園も含めますし、社会教育センター横の梅乃宿酒造も含んでますんで、あの辺をエリアとして大体認識しておるようなところでございます。

吉村委員長 2番につきましては、多目的広場の件。

植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

多目的広場の活用でございますけれども、多目的広場につきましては今の状態でイベント等に使用させていただく、また、道の駅の混雑時には駐車場としてご利用させていただくというような利用方法でやっております。

以上でございます。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 今植田部長のほうからご説明あったと思いますけれども、あと、補足をさせていただくのであれば、今年行いました芝桜まつり、あのイメージが連動的につながっていくのかなというふうに思っているんです。

まず、下、インフォメーションセンターから、裏から階段を上がりまして、ほんで駐車場があります。ほんで多目的広場があります。そしてその横には、3つ、4つの芝生がひいてある公園というか芝生広場があって、フットライトがあって、頂上があると。こういうふうに連動しておるわけでありまして、何かイベントを打つときでありますとかそういったときには、そういったところを有効に活用しながらイベントを打って、市内外に広めていって誘客を狙うというふうな感じで捉えていただけたらイメージが湧くのかなと思っております。

以上でございます。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 周辺エリアというものが社教、それから梅乃宿、道の駅と、点なんですよ。面じゃないんで。それ以外にもため池があったり、そういうものも周辺エリアの1つの利活用の資源であんのかなと。私は一帯というものをもう少し面で捉えていただく必要があんのかなという感じがします。逆に、農地を云々ということになるとややこしい話になるかもわかりませんが、現状、駐車場が非常に不足しておる。それからリムジンバス等々の計画もあって、そういう滞在型の車の保管場所とかということも、朝からのお話ありましたように、手狭

になってくるんじゃないかなと。そういうことの対策も、今後やっぱり十分考えておく必要があんのかな。それを多目的広場を活用するのかなど。

先ほどお話にありました、私、この間も道の駅の方とお話しする機会があったときに、「雨が降ったときの多目的広場の状況というのはご存じですか」というお話でした。とんでもない水がどこからか分らんような水がどんどんどんどん滝のように流れてきて、道の駅のフロアにも流れ込んだというふうなお話がございました。このままで車、そのときに臨時駐車場的に使うねんというのはいかがなものかなと。もう少し転圧するとか、クラッシャーを入れて暗渠で排水をすとかしとかんと、砂防関係のエリアでもございますんで、盤石な地盤を形成をする必要があんのかなと。わざわざ物を建てるとか、アスファルト舗装とかというようにすることも必要ないかとは思いますが、現状、非常に不十分な場所であるということだけ念頭に入れていただいて、再度質問します。

吉村委員長 今のことにつきましては。

阿古市長。

阿古市長 現場も実は確認しております。道の駅かつらぎの建物のほうに水がという、線状降水帯後の激しい雨の時なんですけども、現実にもその状況も確認させていただきました。ですので、今は水路を一部分切るように、たしか段取りになっていたと思うんですけども、委員がご指摘の多目的広場につきましては、常設の使用というものに制限がかけられております。ですので、常設の建物を建てたりという形にはならない、構造物をという形にはならないように聞いております。ですので、今の現状でイベント等に使うという方針しか今のところはないというのが実情です。ですので、あの下といいますのが古墳でございますので、それをある程度制約がある中でどのような形で管理できるのか。今のところは芝生もしくはシロツメグサ等を植栽して、広場としての管理でイベント等に使うという考え方なのかなと思っております。

田園都市のこの話からは離れますのでどこまでお話しできるのか分かりませんが、あのエリアというのはまだポテンシャルがございます。春は一応芝桜まつりというある種芝桜の整備を、まだ完全ではございませんが、いたしましたので、それを活用するということがあるんですけども、では、春以外のときの活用の方法についてはいろんな考え方がこれから出てくるのかなと思っております。その中で非常にナイト観光をある種将来的なターゲットとして整備したフットライト、あれは非常に、多分今現在でも夜に見に来られている方がおられるとは思いますが、それぐらいインパクトのあるものやと思ってはおりますが、まだ安全管理上の判断は悩んでおりますので、ただ、春、芝桜であれば、あの場所に何が向くのかということ考えると、イルミネーションというのが将来的に考えられる要素の1つなのかなというような思いはしておりますけども、これは順次手順を踏みながらどのような、まずは来年度、これから次年度の予算編成がございましたのであれですけども、芝桜まつりが今年好評をいただきましたので、プレイベントとしてしましたが、今度は本イベントとしてする段取りを考えておるところなんですけども、では、秋冬の活用としては、今申し上げたような活用の方法があつたエリアとしては何かフットライトとリンクしてうまくいきそうな気もいた

しますし、その辺はまた専門家の方のご意見もいただきながら整備の仕方というのを考えていきたいとは思っております。ポテンシャルとしてはいろいろございますので、制約の中で最大限、いろんな制約がございますので、その制約の中で最大限できるものを考えていきたいと思っております。

以上でございます。デジタルとは離れましたけど。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 ある程度制約の中で、制限されているということも承知をしております。ただ、防災上の問題十分に頭に入れとかなど、雨が降ったときのあの水の流れというのは異常なものがあるというふうに伺ってますんで、そのところを十分にご配慮賜りますようお願いいたします。

それ以外の、臨時駐車場的なもの以外の活用ということで市長のほうからもいろんな提案、提案といいますか検討をさせていただいているということですけど、できるだけ前にも私、お話ししたように、例えば越前水仙とか、ああいう法面にずっと自生する球根類とか、そういうものであれば、分かりやすく言うたら畔の彼岸花とか、ああいうものであれば匂になったら勝手に咲いてきよる。そういう混植をして、冬には水仙、夏には彼岸花みたいにぼんぽこぼんぽこ出てくるような、そういう工夫もありかなというふうに思いますんで、よろしくご検討のほどお願いします。

吉村委員長 ほかにございませんか。

横井委員。

横井委員 私の質問は、資料の第2ページ、令和5年のデジタル田園都市国家構想交付金の表の事業評価B、効果があつた、これの計算式は一体どうなっているのでしょうか。

吉村委員長 そういう計算式が要るんですか。質問の意図がよく分からないんですが。

横井委員 数字データを出された以上はやはり検証しないと、なぜこの数字が出てくるのか。評価が入っているのですから。

吉村委員長 数字は出てきてないですね。

横井委員 B評価が入っていますね。どういういきさつでB評価かなと。

吉村委員長 ほんなら、このB評価の効果があつたというふうな、そのどのようにして算定されたか。

横井委員 当然でしょう。

吉村委員長 Aが非常に効果があつた、B、効果があつた、C、効果がなかった、非常に効果がなかったということなんですけど、これについては外部の有識者が出されているものですね。西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

こちらのほうにつきましては、数式というのは結論から言うतございせん。この4つのKPIの指標を見て、内部評価としてまず事業評価としてBで効果があつたということで設定しておるものがございます。特段もっとほかの3指標も伸びていればA評価ということになったんでしょうけども、今回はB評価ということで内部評価させていただいております。

以上です。

吉村委員長 横井委員。

横井委員 僕は今の意味が分からない。要するに評価基準がはっきりしてないの。

吉村委員長 評価基準がないはずはないですよ。

横井委員 そうでしょう。

吉村委員長 今の説明でどこの部分が。目標値に対して答えが出ているということですね。実績値、目標値。

西川課長。

西川企画政策課長 まず最初に言っていたように内部評価をB評価ということで、これをもって一旦外部評価、2名の方にさせていただきました。その目標値も相当でありますし、事業評価も相当であるという評価をいただいているので、これで答弁になっているのでしょうか。こういうことになっております。

吉村委員長 よろしいですか。私、先ほど間違っていました。事業評価自体は内部評価であるということですね。それに対して2名の外部有識者に外部評価してもらっているというふうなことです。

横井委員、よろしいですか。

横井委員 はい。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 この効果検証及び、今度、葛城インターチェンジ周辺エリアを軸とした観光産業創出事業、この2つ説明いただいたんですけど、調査案件として関連ですけれども、観光という観点からお聞きしたいんです。いわゆるデジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプというのは観光に対して使えるということであるわけですけど、この事業、これは市長はこれまで西の山の辺の道の構想ということで、やっぱり山麓エリアの開発ということをおっしゃっているんですが、これは葛城インターチェンジ周辺エリア軸ということでできていくんですが、ほかは考えておられないのか。例えば道の駅という点でいえば二上山ふるさと公園もあって、そこに道の駅があると、「當麻の家」ですけども。片や、売上目標を立てて、それをするためにいろいろ国の補助金も市の財政も入れると。じゃ、向こうはどうなんだ。「當麻の家」のほうのね。僕は公平に反するし、この地域全体、山麓エリア全体を開発していくということからいうと、もうちょっとここの考え方がどうなのかということ、当面はこれをやっていただくのはこれで出ているからいいんですけども、そちらのほうの考えはないのかと。補助金を使わなくてもですね。そこら辺をお聞きしたいんです。これは市長だと思んですけどね。

吉村委員長 阿古市長にお答えいただきましょうか。

阿古市長 考えております。実際には議員の皆さん方にもお伝えしていると思うんですけども、あそここの拠点から二上山に直接登れないのかということで、新たなルート作成を何年かかけてやっております。昨今の気象条件からいいますと、今の山道といいますのは谷道になります。ですから、非常に雨の影響を受けやすい場所にありますので、尾根を使ったルートを二上山

の雌岳のほうに、最終的には雄岳のほうまで行くんですけども、馬の背のほうまで行けないのかということを考えたルート作成を今やっております。あとは補助をいただけたらその着手に入れるのかな。ですのでイメージといたしましては、あそこは二上山を中心として観光客の出発地になる。ですから、その拠点が「當麻の家」であるという認識を持っておりますので、当然のことながらそのための整備に着手をしている。そして、片やは、こちらの道の駅かつらぎと。それで、西の山の辺の道というのは、結局はそういうふうな山麓の景色を見ながらハイカーが歩いていただくという道でございますので、ですから当然、「當麻の家」のところから道の駅かつらぎまで歩いて、さらに、それが南方まで歩いていくという想定をしております。あくまで山麓エリア全体としてのまちづくりの一環の中の整備をいろんなところで組み込んできているという形になっております。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 私も、非常に美しいところですから、山麓エリアは、市長のお考えのように、ここに焦点を当てていろいろやっておられるということはうれしいことなんですけれども、このように広い地域をしっかりと計画を立ててやっているということから比べると、今は取りあえず二上山に直接登れるようにしようということですけど、できたらこの地域も、染野とかの辺りも非常に美しいですし、當麻寺もあるし、石光寺もあるし、本当に大勢の観光客が来られているところなので、この葛城インターチェンジと同様、もうちょっと全面的にいろんな目標も立ててやっていただけたらありがたいなと。取りあえず今は二上山の整備ということで、登山道の整備ということで分かりました。ありがとうございます。

吉村委員長 ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 今の市長の答弁を聞いてて、二上山は雌岳を中心にするような考え方に聞こえたわけ。本来は雄岳が基本やろ。當麻町の時分に加守の宮さんが料金を取るいう話でもめてきて、この話、植田部長に、その話を調整して言うたん違うかな、前のとき。そういうことで、話を聞いたら雌岳を登り口に持っていったらいうふうな話やったな。雄岳はほっとくんかいと。もともと二上山の基本は雄岳から始まってんのやで。

吉村委員長 西井委員、主張されていることはよく分かります。今回はデジタル田園都市のこれについて。

西井委員 一応その方向をどのように思ってるかいうの、こんなん答弁してもらわなな。

吉村委員長 いやいや、これはあまりにも。いいんですか。

阿古市長。

阿古市長 その部分だけ言われたからあれなんで。当然のことながら直接雄岳に登るルート、忘れておりません。そちらのほうの整備も、こちらのほうは合同でやっているんですけども、ベンチの付け替えとかいろいろはやってるんですけどね。今申し上げているのは、先ほどの質問は、「當麻の家」を中心におっしゃったんで、そちらのほうからの登るルート、そこから、現在あるルートも決して忘れておりません。ですから、西の山の辺の道の拠点として

は二上神社口の駅から当然入りますので、そこから登って行って雄岳に直接入るルートも当然のことながらございます。それをずーっと、例えばそれを南へ向かっていくと、二上山のふるさと公園があつて、それから道の駅が、「當麻の家」があつて、それから、先に石光寺があつて、當麻寺があつて、相撲館があつて、竹内峠があつて、そしてこちらの葛城があるというような、それから更に向こうのほうに行くわけなんですけども、一連のそのような観光施策を考えておりますので、決して忘れていたわけではございませんので。よく覚えておきます。

吉村委員長 西井委員。

西井委員 市長がそこまで言うてもらったら結構ですけど。確かに岳のぼりという昔からの風習からいったら、本来なら雄岳のほうということになってんのやけど、ただ、うちの大字の一部分の方が山頂で料金を取られるようになったという経緯があつて、雄岳のほうの登り口が形骸化されていたということも私も理解しておりますが、その辺もちゃんと話しして、よろしくお願いします。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんか。

奥本議長。

奥本議長 私、これから申し上げることは次の総合戦略にも絡んでくるところなんですけども、何かって申し上げますと、先ほどから話に上がっておりますK P I なんですよね。まず、一番最初に谷原委員がおっしゃった飲食店の従業員の雇用者数のK P I って、目標値が何でゼロなんですか。K P I は目標やねんからゼロっておかしいん違うかなというふうな気はしますが、そういうのも含めてですけども、このデジタル田園都市国家構想交付金地方創生タイプ、今回採択されていますけども、あまりにもチープ過ぎるという失礼な言い方かもしれませんが、目指すところ、やっぱり地方創生のまちづくりなんですよ。今挙げていらっしゃる事業が果たしてそれにどう直結しているか。域内に住んでいる人たちに、市民に対してどれほどの還元が将来的に約束されているかというところが正直見えない。

そもそもこの地方創生推進タイプでいったら、観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援ってありますけども、制度概要からいくともっと先進性の高い事業に対して補助を出しますというところなんで、そこは知恵を絞らんと駄目なんです。その中の国が旗を振っているところというのはS o c i e t y 5.0型ってあるんですけども、デジタルの力を借りた地方の先進的な取組なんです。具体的に言いますと、例えば山麓エリアって限定するんであれば、山麓エリアに自動運転の無人バスを通すための投資であるとか、あるいは、葛城市、本格的な医療機関が、病院がないというところにあつて、遠隔診断できる医療施設、医療施設というか医療の場を考える、取り組むとか、あるいはその遠隔の高等教育の場のサテライトの教室を誘致するとか、それとか、サテライトのテレワークができるシステムを、そういう施設を空き家対策に対してそれをやるとか、いろいろあるんですよ。だから、そういうところのやっぱり知恵を絞ったところが入っていればいいんやけども、あまりにももったいな過ぎる。そういうところに先進的な投資すると、10年先か20年先か分かりま

せんけども、将来やっぱり市民がそこで潤うんですよ。そういった取組に使うべきタイプの交付金なのに、なぜそれをしないか。

それともう一つは、タイプは違うんですけども、もう一つの地方拠点創生タイプ、整備タイプかなでいくと、こういうのがあるんですよ。地方公共団体による奨学金返還支援の取組の推進。これ、何かというと、今学生が奨学金を借り入れて自分で返還するのが非常に厳しくなっている時代にあって、これをこのデジタル田園都市国家構想交付金を活用することによって、地方公共団体が域内の企業に将来的に就職する場合に、その奨学金返済を免除できる、支援できる。これは貸与する奨学金であれば減免、あるいは、地方交付税の交付税措置対応という特典もあるんです。これは全国で717市町村、実は使っているんです、この仕組みを。そういったところで将来的に実際に今我々が住んでいる市民に対しての還元のところの何か事業をしていただきたいなと。あまりにも安易過ぎるなというのが正直私の感想で、これは意見として申し上げますけど、先進的な事業に取り組んでこそそのデジタル田園都市国家構想交付金なんで、やっぱりそういうところの知恵を絞っていただきたいということだけ申し上げておきます。これは意見は結構です。

吉村委員長 分かりました、意見として。理事者のほうに意見ということですね。承知しました。

ほかにございませんか。

横井委員。

横井委員 第2個目の質問になります。これの第1ページ目のK P Iの②番、最終目標値65というのは、これは累積した値なのですか。それとも、令和8年とか令和7年というプロットした絶対値の値なんですか。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。

今の委員のご質問に関しましては、10月から11月、観光シーズンということですので、こちらの週末、週末には観光ボランティアガイドのほうが詰めております。ということで人数の計測をしていただいています、そこの来場者数の平均値を算出しております。つまり令和8年度の目標の65というのは、週末におきまして65人、平均週当たり65人来ていただいているということになります。

以上です。

吉村委員長 横井委員、よろしいですか。

横井委員 はい。

吉村委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 今議長が言ってくださったことはすごい考えてもらわなあかんですけど、この調査案件で書き方がまずいと思うんですけど、要は、僕ら総建でやっているのは、調査案件は、葛城インターチェンジエリア周辺エリアのたしか調査案件やったと思うんです、委員長。

吉村委員長 これ、デジタル田園とまた違うんですよ。

西川委員 違うんですか。

吉村委員長 我々の調査案件じゃなくて、これは理事者側のほうから出てきているデジ田のほうについてだね。

西川委員 僕らの調査案件ではないということですね。

吉村委員長 ないんです。

西川委員 それやったら分かりました。了解しました。

吉村委員長 ほかにないですか。

柴田副委員長。

柴田副委員長 事業概要の経費の中で、多言語の観光サイトを533万4,000円かけて制作されているんですけども、公開は多分結構前にされていると思うんですが、そのアクセス数とか、それを見て来たよとかという、それこそこれの効果検証というのはされているのかどうか聞かせてください。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。

今の委員の「G o K a t s u r a g i」多言語対応観光サイトでございます。直近のデータでいきますと、11月30日現在、11月末現在の閲覧者数は、一応4月から動かさせていただきまして、7,491人でございます。それと、デジタルサイネージとか、道の駅かつらぎの観光インフォメーションのほうに置かせていただいているんですけども、先日も相撲館のほうに京都から来られたというご夫婦がいらっしゃいまして、「デジタルサイネージで相撲発祥の地ということを知ってここに来たんです」というご意見とか、いただいております。

以上です。

吉村委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 4月から公開されて、11月30日で7,491人のアクセス。これは日本人とか海外からとかっていうのは分からないんですかね。

吉村委員長 それ、聞かれますね。

柴田副委員長 はい。それを教えていただきたいのと、それを見て来たよという声はあるのかどうかというのと、やっぱり私、昨日の一般質問でも言ったんですけど、SNSは重要じゃないのかなというところで、その辺りもこの事業の中に入れ込んだりとかはできないのかどうか、お願いします。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

内訳といたしましてですけども、先ほどの閲覧者数が7,491人と申させていただきました。その人らが実際にいろんなページを何度かタッチされるというところでのページビュー数というところでの計測で、日本語版、英語版、フランス版という内訳の数字を今から申させていただきます。日本語につきましては1万6,294回、英語につきましては1,762回、フランス語のページにつきましては1,179回、英仏合わせまして全体の15.3%が英語版、フランス語版のページに触っていただいているということになります。

あと、SNSに関しましては、当事業につきましては、今から事業の追加ということでは

きかねますので、ご了解いただきたいです。

以上です。

吉村委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 もう一つ何かありましたね。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 すいません、1つ漏れておりました。

実際、ページを見て来たというところの話でございますが、そちらに関しましては具体的な事例とかお話、聞かせていただいたことはまだございません。

吉村委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 まだまだこれからだと思うんですよ、4月から始めたばかりなので。ただ、ここにたどり着く方法をやっぱり考えていかないといけないと思いますので、このウェブサイトはどうやってたどり着いていただけるかというその策も考えていただきたい。そのためにはやっぱりSNSは大事なんじゃないかなと思っておりますので、その点は努力していただくようお願いします。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 このデジ田の交付金は、タイプが先ほど議長もあつたし、今柴田副委員長からもあつたんですけど、1個だけしか、これやったら葛城インターチェンジ周辺エリアを軸とした観光産業創出事業としてでしか交付金の採用ってできないもんなんですか。要は違う事業項目で、このデジタル田園都市国家構想交付金をまた別で採択してもらえるということはないんですかね。それを教えてほしいです。

吉村委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課、西川です。

そういった別のメニューでも可能であると認識しております。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

最後に、4、葛城市総合戦略の計画の見直しについて、理事者より説明願います。

西川企画政策課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

それでは、葛城市第2期総合戦略の見直しについて説明させていただきます。なお、この見直しにつきましては、先月、11月28日に開催されました第4回葛城市新総合戦略策定等委員会において承認されたものであることをご承知おきください。

まず、お手元の資料1の1ページをご覧ください。現行の総合戦略の策定は、人口減少克服、地方創生が目的であり、まち・ひと・しごと創生法においては市町村の努力義務として定められています。葛城市の現行の戦略は令和2年度に策定されており、計画期間が令和

2年度から6年度の5年間と定められているため、令和6年度以降も継続して地方創生関係事業を行っていく上で見直しを行う必要があります。

続きまして、2、見直しの趣旨についてです。2ページをご覧ください。

見直しの趣旨については、大きく分けて2つあります。

1つ目は、現行の総合戦略の計画期間を2年間延長することについてでございます。現行の第2期葛城市総合戦略の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間となっておりますが、市の最上位計画である葛城市第2次総合計画の終期は令和8年度までとなっております。総合計画及び総合戦略を戦略的かつ一体的に推進することを目的に、総合計画の見直し時に2つの計画を統合するため、現在令和6年度が終期となっている総合戦略の計画期間を2年間延長させていただきます。

2つ目は、デジタルの力を活用することについてでございます。国において、令和4年度に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定し、令和5年度を初年度とする5か年のデジタル田園都市国家構想総合戦略を新たに策定しました。そのことから地方版総合戦略についても、デジタル田園都市国家構想の基本的な考え方を反映させた見直しが求められており、所要の改正を行います。

また、3ページに、総合計画と地方版総合戦略の関係について資料をつけております。先ほど説明した総合計画と総合戦略の一体化については、この下段に記載のとおり、見直し後のこれらの計画等がデジタルの力を活用した地方創生という目的が明確であり、目標や重要業績評価指標、K P I が設定されるなど、地方版総合戦略としても内容も備えているような場合には、これらの計画と地方版総合戦略を1つのものとして策定することは可能となっておりますので、参考をご覧ください。

次に、資料1の4ページをご覧ください。3、見直しの内容についてです。

見直しの内容としまして、①基本的な考え方及び今後の施策の方向についてでございます。基本的には現行の内容を据え置きますが、国のデジタル田園国家構想総合戦略を勘定し、デジタル田園都市国家構想の基本的な考え方を反映させ、必要な修正を加えさせていただきます。

②数値目標、重要業績評価指標、K P I についてでございます。総合戦略では、移住・集客・定住の促進を3つの柱とし、これらの達成のための数値目標として重要業績評価指標を設定しております。このK P I については、基本的には方向性を引き継ぎ、期間延長分の目標値を再設定することを前提としますが、これまでの効果を踏まえ、実情に応じた数値目標及びK P I を設定いたします。

③人口ビジョンについてでございます。人口ビジョンとは、人口動向分析、将来人口推計を行い、総合戦略の策定に向けた基礎資料として策定しております。現行の人口ビジョンは2060年まで推計して策定しております。ただし、今回の見直しでは、現行の総合戦略の計画期間を2年間延長することを主な目的に考えております。今回、人口ビジョンについては修正を行わず、令和9年度からスタートする次期総合計画への統合に合わせて修正を行い、計画に反映することとします。

次に、4、効果検証の結果についてです。現行の総合戦略で設定しております12項目の重

要業績評価指標の令和2年度から令和5年度の実績値、内部評価及び令和8年度の目標値について、過日、外部有識者による効果検証を行いました。こちらの外部評価ですが、お一人は西宮原法律事務所の竹橋正明様、もうお一人が吉永公認会計士・税理士事務所の吉永徳好様にご依頼し、ご評価いただきました。また、計画期間を2年間延長するに当たり、2年後の数値でもあります令和8年度の目標についても適切かどうかの評価も同時にいただいております。それぞれの項目についての説明については、今回は省略させていただきます。

続きまして、見直し及び効果検証の結果を踏まえての新旧対照表となります。資料2、第2期葛城市総合戦略新旧対照表をご覧ください。左が改正前の内容、右が今回の改正後について記載しております。変更部分につきましては、変更部分の下に線を引いてありますが、軽微な修正については今回説明を省略させていただきます。

まず初めに、2ページから3ページでございます。下線部の内容については、総合戦略の計画期間を2年間延長するもの、また、国のデジタル田園都市国家構想の考え方を記載したものでございます。

また、同じ3ページの(2)計画年度について、令和2年度から令和6年度までの5年間で令和2年度から令和8年度までの7年間ということで、2年延長する文言に修正したものでございます。

次に、3ページから4ページの項目の1、葛城市の人口動向につきましては、5年間で人口の数値や高齢化率等の実績が出ている部分について変更しております。

また、4ページの図1及び1-2のグラフにつきましても、令和2年時点への推移が出ておりますので修正しております。

次に、5ページに移りまして、右下の3行下線を引いているところでございます。こちらは葛城市の将来人口推計について言及しているところでございますが、約5年前に予測されました人口推計とは現在の状況が異なっております。そのため、令和5年度末時点の状況として予測より人口が増加している文言を追加いたしまして、細かな分析等は総合計画と統合した際に改めて実施する予定でございます。

次に、6ページの項目の(1)将来人口の目標の右下のほうの文言につきましても、目標年次である令和8年度までにと、計画期間2年延長に係る文言を追加するものでございます。

次に、7ページ、右下最後の行についても、これも国のデジタル田園都市国家構想の考え方を踏襲し、デジタルの力を活用し、取組の深化、加速化を図ると追加しております。

次に、8ページの3行分、線を引いている追加している部分ですが、こちらも同じく、2年間の期間延長に伴いまして新たな文言を追加するものでございます。本総合戦略の2年間の延長に伴い、KPIは令和8年度を新たな目標とし、令和5年度までの実績値を基に新たな目標値を設定すると追加しております。

次に、9ページから16ページ、前段部分の内容ですが、こちらは重要業績評価指標、KPIについて反映した内容となっております。それぞれの項目につきましては、申し訳ないです、今回は省略させていただきます。

最後に、16ページでございます。こちらも令和8年度までということで、期間延長に伴う

文言に修正しております。

葛城市第2期総合戦略の見直しについての報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

吉村委員長 ただいま説明願いましたが、このことについて何か質問とか、あと、確認事項等はございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 総合計画に合わせて2か年を延長するということの説明なんですけど、まず総合計画と総合戦略、総合計画があつて総合戦略があると思うんですけど、これを2か年、ほんなら、僕、思うんですけど、そしたら次、合わせました、そして総合戦略ができました。次の見直しは、ほんなら総合戦略はどないするんですかね。また10年後になるのか。僕は総合計画というのはなかなか変えることができないもんというふうなイメージがあるんです。総合戦略というのは、どっちかいうたら、時勢もあるし、ほんでそれに合わせながら、そやから5年刻みでやられてんのかなというところがあるんで、まずもってその説明を欲しいなというところなんです。

吉村委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

次の総合計画に合わせる予定なんですけども、総合戦略につきましてはその5年後ですね、令和9年度から13年ですかね、に、5年たった後に総合戦略の部分を見直す予定という、イメージは。計画の部分は計画で10年あるんですけども、総合戦略の部分は5年ごとに見直すという認識になります。

吉村委員長 今回だけですよね。2年間ずれるというのは今回そろえるために。

西川企画政策課長 そうですね、今回だけかなと、2年間ずれるというのは。あくまで10年スパンの5年、5年で。

吉村委員長 西川委員、いいですか。

西川委員 何で、ほんなら、今回総合戦略を別にやってもよかったんちゃうんかなと思っているんですけど、そやからまたその総合計画のときに、2年後にもう一回出したらええんちゃうかなという。ただ単純に、総合計画と合わすんやったら、この5年、5年で区切りよくしようという話なんかなと思ったんですけど、違うんですかね。そういう意味じゃないんかな。今説明があつたのは、総合計画が10年です。その5年ごとに総合戦略に関しては見直しますよみたいな、見直しというか、5年ごとにそういう短期のビジョンで総合戦略はつくっていきますよみたいなんをイメージしたんですけど、10年あるうちの半分。

吉村委員長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

まず、総合計画と総合戦略自体改めて確認させていただきますと、総合計画は葛城市の最上位計画でありまして、議決事項でもある一番大きい上にある計画、総合戦略はまち・ひと・しごと創生法に基づきまして、人、集客など、それに特化した、人口に特化した形での計画という部分で、総合計画の補完するような位置づけではあるんですが、今回の改正のま

ず2年間延長につきましては、6年度で終了するのを2年間延ばすのは、総合計画の終了が令和8年度ということになります。それに合致する理由といたしましては、総合計画とスタートを合致することで、まずコスト面も、一緒に計画も策定できるというのがまず1つ。他市の状況もそのような形で進められておられるという実態もありまして、まずそこを合致させていただく作業が1つ目です。それで、総合計画は10年間の長期計画、総合戦略は5年間という部分につきましては、本来総合計画につきましても5年間で中間の見直しというものを行うということが本来は必要なので、それも兼ねまして整合性を取りながら見直していく作業ということで、一旦、令和9年度からスタートする計画と一緒に作業したいというものでございます。

以上です。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。さっきのコストの面もありますしね。僕は、そやから、取りあえず今回総合戦略は一回こういう形で変えて、人口ビジョンとかも変えて、またその2年後に総合計画と一緒にもう一回見直したらいいんじゃないかなと思ったんですけど、確かにその労力、かかりますよね。そういうことやったら、そういう意味でやったら分かりました。

吉村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 私も西川委員と同じような感じを受けたんですけれども、12のアクションプランがあって、それに対してK P Iですか、評価したということで、これまた2年延長することなので、そもそも目標、アクションプランは変わらないことになるんですよ、この2年間ね。だから例えばこれに先ほど奥本委員がおっしゃったように、新たないろんな取組で進んでいるところが出てきたりしていますので、新たに付け加えるということはなかったのか。例えばアクションプランをもう一つ、二つ付け加えて、いろんな地方自治体で今地方創生の事業をやっておられることで、その上で抜本的にはさっき言ったように変えると。そこは2年間、7年間やるということ自身が逆に言うが遅れるというか、5年前に立てた目標をそのまま7年やるということになるので、そこら辺は可能なんだたらどうなのかということも含めてお聞きします。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

ただいまの谷原委員のご質問で、まず作業といたしましてはこのK P Iを各課に5年間のK P Iの達成状況ということで確認いたしまして、当然達成できているもの、できてないものがありますので、見直し作業、数値の見直しも各課と協議いたしまして、その中で幾つか修正させていただいているものを、上方修正したもの、下方修正したものがございまして、その中でまず人口が一番の目的なので、人口が増加しているという部分もありますので、今回新たにK P Iの指標を設定することはしないでもいいだろうという、内部での検討会議では行いまして、この状況で修正をかけさせていただいたという状況でございます。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました大目標が人口増ということがあるので、今のところ順調に達成して、それ以外で達成できていないところを再度あと2年間でやろうということでありました。そういうことですので、もうちょっといろいろ入れてもらってもよかったかなとは思いますが、了解しました。

吉村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては本日はこの程度にとどめたいと思います。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

本日もこの総務建設常任委員会、慎重審議いただきましてありがとうございました。これから葛城市の将来に係る重要なことですので、また、自由闊達な委員からもご意見もいただきながら、また、理事者側もそれに応えてしっかりやっただけたらというふうに思います。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時49分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

吉村 始

総務建設常任委員会副委員長

柴田 三乃